

紀美野町第2回定例会会議録

平成20年6月17日（火曜日）

○議事日程（第3号）

平成20年6月17日（火）午前9時00分開議

- 第 1 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて
(紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 第 2 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて
(紀美野町手数料条例の一部を改正する条例)
- 第 3 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて
(紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 第 4 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて
(紀美野町税条例の一部を改正する条例)
- 第 5 議案第44号 専決処分の承認を求めることについて
(平成19年度紀美野町一般会計補正予算（第5号）)
- 第 6 議案第45号 専決処分の承認を求めることについて
(平成20年度紀美野町老人保健事業特別会計補正予算（第1号）)
- 第 7 議案第46号 紀美野町地上デジタル放送中継施設条例の制定について
- 第 8 議案第47号 紀美野町地上デジタル放送中継施設基金条例の制定について
- 第 9 議案第48号 紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第49号 紀美野町自然体験世代交流センター条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第50号 紀美野町セミナーハウス未来塾条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第51号 紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第52号 紀美野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

- 第 1 4 議案第 5 3 号 辺地総合整備計画の変更について
- 第 1 5 議案第 5 4 号 紀美野町過疎地域自立促進計画の変更について
- 第 1 6 議案第 5 5 号 工事請負契約の締結について
(平成 2 0 年度河北・志賀野簡易水道統合工事)
- 第 1 7 議案第 5 6 号 平成 2 0 年度紀美野町一般会計補正予算 (第 2 号) について
- 第 1 8 議案第 5 7 号 平成 2 0 年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 第 1 9 議案第 5 8 号 平成 2 0 年度紀美野町老人保健事業特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 第 2 0 議案第 5 9 号 平成 2 0 年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 第 2 1 議案第 6 0 号 平成 2 0 年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 第 2 2 議案第 6 1 号 平成 2 0 年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 第 2 3 議案第 6 2 号 平成 2 0 年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 第 2 4 議案第 6 3 号 平成 2 0 年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 第 2 5 議案第 6 4 号 平成 2 0 年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 第 2 6 議案第 6 5 号 平成 2 0 年度紀美野町上水道事業会計補正予算 (第 1 号) について
- 第 2 7 議案第 6 6 号 紀美野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 2 8 議案第 6 7 号 訴えの提起について
- 第 2 9 議案第 6 8 号 平成 2 0 年度紀美野町一般会計補正予算 (第 3 号) について
- 第 3 0 議員派遣について
- 第 3 2 閉会中の継続調査の申し出について (総務文教常任委員会)
- 第 3 3 閉会中の継続調査の申し出について (産業建設常任委員会)

- 第 3 3 閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員会）
第 3 4 閉会中の継続審査の申し出について（総務文教常任委員会）
-

○会議に付した事件

日程第 1 から日程第 3 4 まで

○議員定数 16 名

○出席議員

議席番号	氏 名
1 番	田 代 哲 郎 君
2 番	小 椋 孝 一 君
3 番	北 道 勝 彦 君
4 番	新 谷 榮 治 君
5 番	向井中 洋 二 君
6 番	上 北 よしえ 君
7 番	西 口 優 君
8 番	伊 都 堅 仁 君
9 番	仲 尾 元 雄 君
1 0 番	前 村 勲 君
1 1 番	加 納 国 孝 君
1 2 番	松 尾 紘 紀 君
1 3 番	杉 野 米 三 君
1 4 番	鷺 谷 禎 三 君
1 5 番	美 濃 良 和 君
1 6 番	美 野 勝 男 君

○欠席議員

1 4 番 鷺 谷 禎 三 君
(午後から欠席)

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	寺 本 光 嘉 君
副 町 長	小 川 裕 康 君
教 育 長	岩 橋 成 充 君
総 務 課 長	岡 省 三 君
企画管財課長	牛 居 秀 行 君
住 民 課 長	中 尾 隆 司 君
税 務 課 長	山 本 倉 造 君
産 業 課 長	増 谷 守 哉 君
建 設 課 長	山 本 広 幸 君
会 計 管 理 者	岡 本 卓 也 君
教 育 次 長 兼 総務学事課長	森 勲 君
生涯学習課長	新 家 貞 一 君
消 防 長	七良浴 光 君
保健福祉課長	井 上 章 君
水 道 課 長	三 宅 敏 和 君
地籍調査課長	西 山 修 平 君
美 里 支 所 長	峠 泰 男 君
代 表 監 査	中 谷 一 君

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長	溝 上 孝 和 君
書 記	森 谷 克 美 君

開 議

○議長（美野勝男君） 皆さん、おはようございます。

早朝よりご苦労さまでございます。

規定の定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時13分）

○議長（美野勝男君） 議会運営委員長から、審査結果の報告を願います。

議会運営委員長、加納国孝君。

（議会運営委員長 加納国孝君 登壇）

○議会運営委員長（加納国孝君） 議会運営委員長報告。

今日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

追加案件として出されました議案3件は、本日の日程に追加することに決定いたしましたので、報告いたします。

以上で報告を終わります。

（議会運営委員長 加納国孝君 降壇）

○議長（美野勝男君） それでは日程に入ります。

○2番（小椋孝一君） この配付してる件なんやけども、我々の議会に対してしてるやつ、どういう・・・。

○議長（美野勝男君） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午前 9時14分）

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前 9時25分）

○議長（美野勝男君） それでは、日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて

（紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（美野勝男君） 日程第1、議案第40号、紀美野町国民健康保険税条例の

一部を改正する条例の専決処分について承認を求める件を議題とします。

これから質疑を行います。

1 番、田代哲郎君。

(1 番 田代哲郎君 登壇)

○1 番 (田代哲郎君) おはようございます。

若干質問させていただきます。6 ページ、この改正する条例の第 14 条として、いわゆる特別徴収、国民健康保険税の特別徴収について記載されてます。いわゆる国民健康保険税を年金から天引くということですが、この件に関して、徴収率の推移とか、そういうことについてはどのように考えてられるのかと。

それから、国民健康保険税の場合は、納税義務者がほとんど世帯主になってまして、非常に、個別のいわゆる介護保険等から考えると、額的に大きいんですが、それを天引きとすることに関しての負担増についてはどういうふうに考えられてるのか、そのあたりについて考えをお聞かせください。

よろしくお願いします。

(1 番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 税務課長、山本君。

(税務課長 山本倉造君 登壇)

○税務課長 (山本倉造君) おはようございます。

ただいまの、田代議員のご質問にお答えしたいと思います。

徴収率の件なんですけど、徴収率は、今のままで推移していくものと考えています。特別徴収する人、対象者というのは、被保険者全員が 65 歳以上の世帯ということに限定されてきますので、負担増が今ある、ほかの人、何人もいてる家族というのは対象外になってくると思いますので、老人というか、65 歳以上の二人世帯とかというのが対象になるのではないかと考えています。特に、負担増ということではないのではないかと思います。

それと、まあ特別徴収ということになりますと、個別におのおの金融機関へ行ったり、役場へ来てくださったりということの手間が省けるということもありますので、その分では、多少の負担減になるのではないかと考えています。

(税務課長 山本倉造君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 1 番、田代哲郎君。

○1 番（田代哲郎君） さほどの負担増には、まあ対象者が限定されるんで、徴収率もさほどに変わらないであろうと。それはそうかも知れませんが、それほどの負担増にもならないのではないかという、かえって、いわゆる納めに行く手間が省けるんじゃないかという、これは後期高齢者医療保険の保険料を天引きする際にも同じような話があったんですが、例えば、私とこなんかもそうなんですけども、夫婦二人だけで、どちらも65歳を超えておるといふ、そういう家庭というのは、夫婦だけのいわゆる高齢者世帯というのは、この町ではかなり増えてまして、多分高齢者の半分ぐらいがそういう形になってるというふうに予測されてるわけです。

で、今までは、それなりにいろいろ保険税が来ると、やりくりしながら、それでこっちへやったり、あっちへやったりで、いろんなもの、先に使わなければならないものに使った上で、やりくりをお互いにして、何とか捻出して払いに行くというのが普通の、どこの家庭でも一般的なやり方だと思うんですが、それがいきなり年金から引かれるとなると、非常に、そういうふうな家計のやりくりの段取りが狂ってくるという問題もあるわけです。その辺についてどう考えておられるのか、もう一度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（美野勝男君） 税務課長、山本君。

○税務課長（山本倉造君） 納期の件で申しますと、普通徴収は5回です。特別徴収になりますと、偶数月の6回になります。

で、1回当たりの負担額というのは、当然下がってくることになりますので、やりくりの面でも多少はしやすくなる面もあると思います。

○議長（美野勝男君） 1 番、田代哲郎君。

○1 番（田代哲郎君） 確かに、今5回に分けて、納期ぎりぎりになって納めに行くというのが一般的なんですけども、それが6回になって、6回、そら年金給付というのは年6回ですから、それに合わせて6回各月天引きするから、1回の納付額がちょっと減るんだと。それはそのとおりなんですけど、だからちょっと楽になるん違うかという、その考え方ですね。その辺が、実際に生活していると、やっぱりそういうことにはなかなかかなりにくいんじゃないかと。

住民感情としては、それよりも、いきなり介護保険料を今まで引かれてて、その上にまだ国民健康保険税が引かれるよと。先々でも出てくるんですけど、その上で、今度は年金もらってる人から住民税も、先々、だから取ろうかという話になって、だんだん負

担感が増してくるんじゃないかという、その辺のやっぱりね、住民感情ということについてはどういうふうにお考えなのか、その辺も一遍聞かせてください。

○議長（美野勝男君） 税務課長、山本君。

○税務課長（山本倉造君） 強制的に毎月きっちり引かれていくという、強制面というのは、多分、多少辛いところがあることになると思いますが、これからも先ほど先生おっしゃったとおり、住民税の特別徴収というの、来年から始まってくることになります。いろんなものが年金から天引きするという、強制的に天引きするというのが法律で定まっていくことになっていきますので、いろいろな面から、広報等を通じて理解をしていただけるように努めていきたいと考えております。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから、議案第40号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

1番、田代哲郎君。

（1番 田代哲郎君 登壇）

○1番（田代哲郎君） この条例改正案というのは、国の法律が変わったことに伴って行われるもので、これはこういうふうに改正しなければならないということで、これは町当局、町の責任でも何でもないわけです。全国で、どこでもこれはこういうふうに行われてることで、ただ、今まで国保税について、町としてこれ以上は、できるだけ低いレベルで抑えるようにということで、県下でも非常に低い部類に、この町の国保税があることも評価に値すると思いますし、そういう努力は高く評価していいんじゃないかというふうに、私は考えてます。

ただ、だんだんお年寄りの負担が上がって、負担感が増えていくということで、徴収される金額は同じであっても、いきなり年金から徴収されていくという、まあ払いに行く手間が省けるということもありますけど、考え方によっては取りはぐれがなくなってくるという分もあるんで、やっぱりそういう住民感情から考えますと、まあ専決処分がありますけど、この条例改正案に賛成することはちょっと難しいんじゃないかと思うので、討論させていただきます。

（1番 田代哲郎君 降壇）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから、議案第40号、専決処分につき承認を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（美野勝男君） 起立多数です。

したがって、議案第40号、専決処分につき承認を求める件は承認されました。

◎日程第2 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて

（紀美野町手数料条例の一部を改正する条例について）

○議長（美野勝男君） 日程第2、議案第41号、紀美野町手数料条例の一部を改正する条例の専決処分について承認を求める件を議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから、議案第41号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これから、議案第41号、専決処分につき承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号、専決処分につき承認を求める件は承認することに決定しました。

◎日程第3 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて

（紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

て)

○議長（美野勝男君） 日程第3、議案第42号、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について承認を求める件を議題とします。

これから質疑を行います。

15番、美濃良和君。

（15番 美濃良和君 登壇）

○15番（美濃良和君） おはようございます。

恐らくこれも法律改正によるところのものであると思います。これで、17ページにありますところの、第2条第2項中「56万」を「47万」に改めると。それから、同条第3項中のとありまして、あと後期高齢者支援均等課税額は12万円とすると。このことについて、町民にとってどうなってくるのかということについてお聞きしたいと思います。

（15番 美濃良和君 降壇）

○議長（美野勝男君） 税務課長、山本君。

（税務課長 山本倉造君 登壇）

○税務課長（山本倉造君） 美濃議員のご質問にお答えします。

対象者、限度額が普通、今までの国保税の56万であったものが47万となって、後期高齢の支援分で12万が新たにつくられましたので、合計すると、59万円、3万円高くなる方も出てくることになると思います。具体的に、見込みとかは、今手元に資料を持ってませんので、申し上げることはできないんですが、負担増になる方もいらっしゃるようになると思います。

以上です。

（税務課長 山本倉造君 降壇）

○議長（美野勝男君） 15番、美濃良和君。

○15番（美濃良和君） 後期高齢者の問題がですね、今大きく世論になってきますよね。

それで、何とかこの負担を少なくしてもらいたいということで、後期高齢者のこの制度を撤廃してもらいたいというのが運動になってきてるんですけども、それは今後の問題として、町として、これの対策というのが打てることができないのかどうか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（美野勝男君） 税務課長、山本君。

○税務課長（山本倉造君） 後期高齢医療に係りましては、本人負担、保険料としては1割、あと5割は公費で、あと残りが、多分保険者からの負担金みたいなんで集まっていくということになってると、資料持ってませんので、うろ覚えなんです。

で、国保からは国保としての負担分を、人数とかに合わせて多分請求されて、それに応じて払っていくということになってくると思いますので、後期高齢者、日本全体の話の中で、それぞれの組合、保険者に求められる額というのがもう決まってくると思うんです。その支払いに充てるために、このための後期医療負担支援金分でしたかね、その部分の保険税というのを今回改めて、新たにつくることになってきています。それについて町独自で、今のところ、独自に負担していくということについては、今のところございません。

まあ大きな面で、国保税全体で見ますと、今のある基金の範囲内で、それを取り崩しながら全体として対応していくということはあるかとは思いますが、基金も限りがございますので、これからの医療費の動向によって、新たな負担増というのも出てくることも考えられます。

以上です。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから、議案第42号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

15番、美濃良和君。

（15番 美濃良和君 登壇）

○15番（美濃良和君） 私は、この条例の改正案に反対する立場から討論を行いたいと思います。

このような問題については、非常に町がどうしようもないという、本当に国の制度の最後のツケ、大変な、住民と接するところの市町村というのは、大変な思いであると思います。先ほどの答弁の中でも、基金のある限り国保税については上げないで頑張ると、そういう努力は大いに評価したいと思います。

何にしてもですね、このような情勢、特に後期高齢者医療制度というふうな制度も入

れられてしまった後の町の運営で、非常に町長初め執行部の皆さん方には心労があると思うんですが、何にしても受ける町民の立場からするならば、これは受け入れられない条例であると思います。

特に、今後多くの高齢者の方がある中で、その一つ一つが大きく町にも反映してくると。つまり、今、物がだんだん売れなくなってきたというふうなことなどが、その反映であるかと思います。

そういう点、考えてですね、この条例が町民の立場からするならば、受け入れられない、そういう立場から改正案に反対いたします。

(1 5 番 美濃良和君 降壇)

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから、議案第 4 2 号、専決処分につき承認を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○議長（美野勝男君） 起立多数です。

したがって、議案第 4 2 号、専決処分につき承認を求める件は承認されました。

◎日程第 4 議案第 4 3 号 専決処分の承認を求めることについて

(紀美野町税条例の一部を改正する条例について)

○議長（美野勝男君） 日程第 4、議案第 4 3 号、紀美野町税条例の一部を改正する条例の専決処分について承認を求める件を議題とします。

これから質疑を行います。

1 5 番、美濃良和君。

(1 5 番 美濃良和君 登壇)

○1 5 番（美濃良和君） 改正条例案ですけども、一つは 2 3 ページですね、括弧の中ですね、表の中の大きな 1、これについてお聞きしたいと思います。

それから、もう 1 点は、2 8 ページにありますところの、一番下の第 4 7 条の 2 ですね、これについてお聞きしたいと思います。

(1 5 番 美濃良和君 降壇)

○議長（美野勝男君） 税務課長、山本君。

（税務課長 山本倉造君 登壇）

○税務課長（山本倉造君） 美濃議員のご質問にお答え申し上げます。

23ページの表の中の1項のことですが、以前の表と並びが逆になりまして、以前は額の大きいものから並んでましたが、今度は逆の、小さいものからということになります。

法人の区分の中身ですが、公益法人改革というのが、この12月末で施行されるということになります。それに合わせまして、今までの規定が、公益法人から一般財団法人とか一般社団法人とかという名前とか、公益社団法人、公益財団法人というふうになることとなりますので、それに対応した語句の整備でございます。

次の、個人住民税、47条の2ですが、個人住民税の、公的年金からの特別徴収制度の導入でございます。簡単に申し上げますと、65歳以上の公的年金等の受給者を対象に、老齢年金とか退職年金を対象とするんですが、これから、公的年金等に係る住民税を特別徴収するという制度でございます。

年金額が年額18万未満の者や簡易保険の特別徴収対象者でない者、徴収額が年金額を超える者は対象外となります。

来年の10月より改正する予定で進めております。

以上です。

（税務課長 山本倉造君 降壇）

○議長（美野勝男君） 15番、美濃良和君。

○15番（美濃良和君） 23ページの法人の区分について、紀美野町においての該当するそういうふうな団体があるのかどうか、お聞きしときたいと思います。

それから、28ページの47条の2項に関する、要するに年金から天引きということになってくるんですね、これも。

これについてですね、専決で、今言われたのが、21年、来年の10月からなんですよ。これが何で専決になるのか、それについて説明願いたいと思います。

○議長（美野勝男君） 税務課長、山本君。

○税務課長（山本倉造君） 町内の、公益法人と申します、町内ではかじか荘が財団法人で、公益法人になっています。と、年金天引きを、来年になるのになぜ専決したかということなんですが、この専決は、この4月30日に公布されました地方税法の一

部を改正する法律に係るものを、すべて一つの専決処分として扱ってございます。

それで、今年の、もう既に施行するべきものもあれば、さきのものも含まれてございますが、一つの法律の改正に基づく条例改正ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（美野勝男君） 15番、美濃良和君。

○15番（美濃良和君） 法律が改正されて、要するに一つの条例であるから、もう一度にやるというふうなことであったのかなというふうに思うんですけども、やはり分離してですね、専決というのは、何にしても、議会の権限を越えてしまってるものなんですよね。

そういう点から考えて、やはり議会に諮って何事も決めていくと。また、この税という大きな問題でありますから、そういうふうにはできなかったのかどうか、もう一度、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（美野勝男君） 税務課長、山本君。

○税務課長（山本倉造君） 専決でなくて、議案審議としても十分間に合うのではないかとございまして、間に合う面もあると思います。

まあうちの内情を申しますと、今までも一つの法律改正に基づく条例改正というのは、一つのひな形が示されまして、それに基づいてうちの条例も改正していくという流れをとってきておりますので、そのひな形の部分から専決、必ず専決すべきものと後へ回せるものという、切り分けて作業するというのを今まではしてございませんでした。

今後、そういうことも検討しながらはやっていきたいと思っておりますが、一つの法律は一つの改正というのです方が、いろんな面でスムーズにいく面が多いので、こういうとり方でしていきたいというふうには考えています。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから、議案第43号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

○議長（美野勝男君） 15番、美濃良和君。

（15番 美濃良和君 登壇）

○15番（美濃良和君） このような改正というのは非常に辛いですね、議会とし

でも。その何ともしがたい部分があると。

で、本当に国の方がこういうことばかりしてきて、最後は皆市町村になってくると。まさに弱い者いじめ、格差社会というふうに言われてますけども、その一つのあらわれであるんじゃないかというふうに思います。

何にしてもですね、何で年寄りこんないじめるんよというのが、今の一般的な、国民全体に蔓延してきてる感情であると思います。これを、恐らく町執行部の皆さん方にとっては、こんなことはしたくないというふうな思いであると思うんですけども、こういうふうになら押しつけてこられると、まさにとんでもない、地方自治というものから考えても、私は許せない問題であると思います。

しかしですね、今申しましたように、住民の方々が、年金から天引きというのが非常に心の上でも大きな障壁になってきている中で、物が売れないというようなことにも発展してきてる。景気が、一部の大きな企業にとってはいいんですけども、一般的には大変悪くなってくる。地方はどんどんしくなってくる。

税金についても、なんですか、所得税等のものは下げるけれども、あとは地方で取れといっても取れないような状況になってくるのも、この一つのあらわれじゃないかと思います。

しかし、何にしても、その中でいかんともしがたい条例の改正であるというふうに思うんですけども、先ほど来申してるように、住民の立場からするならば、これは受け入れがたいというものであると思います。

そういう点、この中の65歳以上の年金から、特に言う天引きですね、こういうことになる案については賛成ができないという立場で、反対の態度をとらせていただきたいと思います。

(15番 美濃良和君 降壇)

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから、議案第43号、専決処分につき承認を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（美野勝男君） 起立多数です。

したがって、議案第43号、専決処分につき承認を求める件は承認されました。

◎日程第5 議案第44号 専決処分の承認を求めることについて

（平成19年度紀美野町一般会計補正予算（第5号））

○議長（美野勝男君） 日程第5、議案第44号、平成19年度紀美野町一般会計補正予算（第5号）の専決処分について承認を求める件を議題とします。

これから質疑を行います。

1番、田代哲郎君。

（1番 田代哲郎君 登壇）

○1番（田代哲郎君） 1カ所だけお聞かせください。

60ページに衛生費が真ん中あたりに載ってまして、各種健診委託料の補正が97万3,000円行われてます。

要するに、健診の受診者が増えてきて、当初予算の健診料では足らなくなったということなのか、その辺のことについてお聞かせください。

（1番 田代哲郎君 降壇）

○議長（美野勝男君） 保健福祉課長、井上君。

（保健福祉課長 井上 章君 登壇）

○保健福祉課長（井上 章君） 田代議員のご質問にお答えをいたします。

各種健診委託料ということで、基本健診やら各種がん検診の委託料でございます。議員ご指摘のとおり、十分なつもりで予算計上しておったところでございますけれども、個別等の健診の伸びによりまして、予算額よりも不足をしたと、こういうことでございます。

以上でございます。

（保健福祉課長 井上 章君 降壇）

○議長（美野勝男君） 1番、田代哲郎君。

○1番（田代哲郎君） 従来からの、今年度からがん検診を無料にしたりということで、非常に、検診の受診者の数を上げるために工夫してもらってるわけです。その努力が実を結び始めてるというふうに解釈していいんだろーと思うんですけども、その辺についてお聞かせください。

○議長（美野勝男君） 保健福祉課長、井上君。

○保健福祉課長（井上 章君） 検診率の向上ということでございますけれども、できるだけ、議員ご指摘のとおりできるだけPRやら、あるいは各種事業、あるいは各種団体等で検診の率の向上に向けてですね、PRをしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから、議案第44号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これから、議案第44号、専決処分につき承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号、専決処分につき承認を求める件は承認することに決定しました。

◎日程第6 議案第45号 専決処分の承認を求めることについて

（平成20年度紀美野町老人保健事業特別会計補正予算（第1号））

○議長（美野勝男君） 日程第6、議案第45号、平成20年度紀美野町老人保健事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分について承認を求める件を議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから、議案第45号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これから、議案第４５号、専決処分につき承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４５号、専決処分につき承認を求める件は承認することに決定しました。

◎日程第７ 議案第４６号 紀美野町地上デジタル放送中継施設条例の制定について

○議長（美野勝男君） 日程第７、議案第４６号、紀美野町地上デジタル放送中継施設条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

２番、小椋孝一君。

（２番 小椋孝一君 登壇）

○２番（小椋孝一君） ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

この地上デジタル放送に関しては、私もこれを開始するまで、非常に骨折りさせていただいたんですけども、紀美野町にとっては町長のおかげでいい選択だなと、こういうように解釈をしておるわけですけども、利用者の１アンテナ当たりの加入金が３万円ということで、先般から各自治会、区の方で説明をされまして、何で３万円も要るんやろと。

私もこれ加入させて、自分とこはそのまま映るんですけども、やっぱり町民の立場という観点から、私も加入をさせていただいておりますけども、町民に対して非常に、３万円、なぜ３万円要るんという説明不足なところが多々あるかと思います。区長さん、また担当課のところからその説明等々されておると思うんですけども、そこらの説明がどういう形で説明されておるのか。

それとあと、１件３万円は、こら基金ということで修繕に充てるということなんですけども、もし新興団地で町外から来られて説明をされて、３万円の加入金が払わないという形でも、映ることは映ると思うんですけども、そこらの徴収をですね、町当局に、この人はどういう形で徴収されるのか、もし徴収されなかったら、どういう対処をされ

るのか、そこら説明をお願いします。

(1 番 小椋孝一君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 総務課長、岡君。

(総務課長 岡 省三君 登壇)

○総務課長 (岡 省三君) 小椋議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

まず、利用者の負担の3万円の件でございますが、この件につきましては、共聴組合の代表者の方にお集まりいただいて、何回も協議を重ねてきたわけでございますけれども、これにつきましては協議会の方で、やはり今までもずっと負担をして、みんなで負担をいただいてたわけでございますけれども、月々こういう形でずっと集めていくのは、大変組合の方に負担がかかってくるというふうなこともございまして、結局一時的に集めるような形でする方がいいというふうなご意見がございまして、そのように決まったわけでございますけれども、この負担の金額については、いろいろご意見もございまして、やはり町の方では施設の整備をいたしますが、今後の維持管理については、積算しますと、1年にやはり1,300万程度の費用が要ってくると、こういうふうなことでございまして、やはり町といたしましても財政の厳しい折でございまして、やはり維持管理の費用については、受益者である皆さん方にご負担をいただきたいと、こういうふうな意向でございます。

それから、これに対する説明をどういう形でされておるのかなというふうなことでございますけれども、この地上デジタル化のことにつきましては、町内の組合長の皆さん方に寄っていただいて決めていく、こういったことでございましたので、組合長さんの方からご説明をいただくのが一番わかっていただけるのではないかと、こういう考えを持っておりました。

しかし、いろいろと町民の方々の質問に対して、組合長さんが全部説明できかねるというふうなこともございまして、担当の総務課である職員が、要請に応じて何度となく説明をさせていただいた経過がございます。それと、町の広報紙の方へも掲載させていただいたというふうなことで、PRもさせていただいております。

それから、新興団地等で払われない方が出てきたときにどうするのかというふうなお話でございますけれども、やはり払わなんだら得するというふうなことでは具合悪いと思いますので、やはり町の方から、払われない方については説得を進めていきたいと考えております。

とにかく、最終的にはやはり個人の良心に訴えるよりほかはないと思うんですが、やはりお互いにテレビを見るために、こういうふうなテレビ組合をつくって、今までも進めてきたものでありますので、その点をご理解をいただきたいと思います。

以上、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

(総務課長 岡 省三君 降壇)

○議長（美野勝男君） 2 番、小椋孝一君。

○2 番（小椋孝一君） 良心に任せるということなんですけども、これは大変難しいと思います。

というのは、町内の電気屋さんというのは、やっぱり加入金払わないと映らへんと、維持費に使うから入ってよということでありますけども、量販店なんか来て、やっぱりつけて、あそこにアンテナの向きあるさかい、あっち向けたら映るよという形になるのがもう大半だと思います。

ひいては、一つの例を挙げたら、ギャップフィラー方式の中にですね、何か器材をつけて、町のもんですから、それにお金を払わな映らないよという、そういう方法もあればですね、ひとつ考えていただきたいと思うんですけども、あと、後で過疎地域の計画の中に3,400世帯、一応視聴、すべてができるということなんですけども、中には共聴のところにはですね、これはできると思うんですけども、共聴引かないで、山の上にアンテナ、5件、6件を立てて、今でも視聴されてるところがあると思うんですけども、そこらの対応も、これ3,400も、すべて把握できてるということで考えてよろしいんか。

○議長（美野勝男君） 総務課長、岡君。

○総務課長（岡 省三君） 共聴組合に入られてない住民の方につきましては、広報で周知させていただいたつもりでございます。

それと、各地区の区長さん方にもお知らせをして、地域の事情をお知らせいただいて、そういう対象者の方には声をかけて、また数人の方の組合があれば、またその場所へ行って説明をさせていただいて、加入の方向に持ってっております。

また、別荘のあるところにつきましても、その別荘の組合という方もございまして、その代表者の方にも説明をして、加入いただくように説明をさせていただいております。また、その組合の方にも、組合というんですか、共聴組合の中の役員さんの中にも、そういう別荘地帯についても説明をしていただいて、加入するようにPRしていただい

てる地域もございます。

以上、よろしくお願いします。

○議長（美野勝男君） 7番、西口 優君。

（7番 西口 優君 登壇）

○7番（西口 優君） まず、公共放送という観点から考えたら、NHKが聴視料取ってると。当然のことながら、日本国民みんなに、平等に放送を受ける、受信できるということの、これが基本であろうかと思うんですけども、私らの共聴の組合、もともと希望ヶ丘に住んでるんですけども、あれは、主線はNHKがやってくれて、維持管理もNHKがやってくれる。ところが、よその組合ではまたそういうふうに、そういうところは自分らで持ってるという。

だからNHKに対する交渉を、うまくか強くか、その辺を、やったところはすべてNHKがやってくれた。現実問題として、そういうふうに後で集めた金はすべて残ってるという、こういうふうなところもあります。町内によっては、各共聴の組合が全部お金を使うてしもちやるところもあるんやけども、だから本来そういうふうに強く、まあ一つの自治体として、何割かもう映らんのやさけ、それであつたらまずNHKにそういうことを、まず強く申し込むべきであつたやろと思うんやけど、その点はどういうふうに申し込んだんかなあつて、こういうふうに思うんやけどね。

それとですね、先ほど小椋議員からあつたように、うちと、もし隣近所、1軒は加入しちゃって金を払う、1軒は金を払わないというところで、電波のことやよって、まあどっちも映るわけやしょう。そういうときにですね、公平性ということはどうなえ考えてんのかなと、こういうふうに思うんですけどね。

それとですね、この条例の第7条の2、前号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたときは、金を払わんでもええということ、だけど加入金のそれはですね、どのようなことを想定して、この2というのはあるんかなと、こういうふうに思うんですけども、その点についての説明を願いたいと思います。

（7番 西口 優君 降壇）

○議長（美野勝男君） 総務課長、岡君。

（総務課長 岡 省三君 登壇）

○総務課長（岡 省三君） 西口議員のご質問にお答えいたしたいと思うんですけども、NHKは住民に対して平等に配信するように、結局みんなが平等に電波を受け

られるようにするべきではないかと、こういうふうなことでございました。

これにつきましては、うちの、まあ町といたしましても、やはりNHKに何度となく申し入れをいたしました。NHKとしましては、NHKの持ってる分野については責任を持ってやるというふうなお話でございます。しかし、民法については、そのことはまた別であると、こういうふうなことの中で、NHKだけそういうふうにやっていただいても、町としてはそれは十分でないというふうなことでございまして、いろいろ検討を重ねてきたわけでございます。

それで、やはりいろんな方法があったわけでございますけれど、ブロードバンド方式で各家庭に配信するというふうな方法、それから現にある共聴のアンテナを、その地上デジタル放送が受信できるようにする解消方法、こういうふうなことをいろいろ検討してきたわけですが、やはりいろんな面を考えまして、このギャップフィラー方式が一番、うちの町にとって財政的にも適当なものであると、こういうふうに最終的な判断に至ったわけでございます。

それで、NHKはとにかく町の出方を待ってるといいましょうか、なかなか結論を出してくれないような状況もございましたし、とにかくうちの町として、いろんな住民の方からの声も出されまして、心配いたされているというふうなことの中で、町長も国なり県の方へ働きかけて、このギャップフィラー方式が成果としてできたわけでございます。

そんなことで、NHKに働きかけをしなかったかどうかというふうな話もございましたけども、そうではなく、もう何度となくNHKの方へ足を運んで行っていることは事実でございます。

それから、隣の家が加入してて、隣の家が、結局勝手に見ていると。こういうふうなことになる、公平性を保たれないのではないかと、こういうふうにおっしゃられるわけですが、町といたしましては、結局、町内の方へ申し込まれたエリアの方の方々へ配信するというのが一番義務であり、公平性という面ではかなっているのではないかと、こういうふうに思うわけでございます。

それから、第7条の件でございますけれども、この加入金の還付の件なんですけど、結局この件につきましては、転出とか死亡された、町が地上デジタル放送を配信するまでに提出または死亡されたときには還付すると、こういうふうな、第1号の方で決めています。このほかにも、大体1号の方で全部網羅できるんじゃないかと思うわけなんです。

すけれども、特別な事情というふうなこともないとも考えられませんので、この2号についても設定しているものでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしくご理解のほどお願いいたします。

(総務課長 岡 省三君 降壇)

○議長（美野勝男君） 7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） 話がやね、もうちょっとずばっと言うてくれたらええんやけど、これさっぱり話、何とも言えんな。つまりですね、NHKは町内全部映るということなんかとこう、今の話からしたら。

それとですね、本来はそういうふうに、NHKへ頼みたい。ただ、その中でも、ほやNHKがもう工事負担金のうちの何割を面倒見ますとかよ、そういうふうな具体性のあるような回答、そんなことの申し込みをしてんのかって、こういうふうに思うわけよ。

だからね、もうちょっと簡潔に、何かお経聞いてたような感じがしたぞ。冗談じゃないと思うんやけどな。

NHKは町内全部映るのかな。それと、NHKのどこまで協力してくれんのかなというそういう部分をまず一つとして聞きたい。

それとですね、町外から、それこそさっき小椋議員が言うてくれたように、町外から紀美野町へ入ってきた。移ってきて、すぐさまそういうふうに、ここでテレビ映らそう思うたら金が要るんじゃないかと。こんなこと、日本中どこへ行っても、町内へ入ってきて、町がそういうことの金を集めること自体が、多分住民は納得しないやろと思う。そういう部分がね、町外で移ってる訳やしよな、テレビが。それで、この紀美野町へ来て、こんなとこに金要んねんて。それ、まして町が金集めるって言うたらやな、何かけんか売ってんのかなと、こういうふうにとられる。もうちょっとわかるような説明を願いたいと、そう思ってます。

それこそ7条の2号にしても、1号にあって2号に、1号以外のことでいうふうな、どんなこと想定してんのなというふうな、回答には全くなってなかったような気すんねけど、もうちょっとわかりやすい説明をしてもらわんことには、そんなええかげんな話じゃ困る。

○議長（美野勝男君） 副町長、小川君。

○副町長（小川裕康君） 西口議員の再質問ということでお答えさせていただきた

いと思います。

まず、このギャップフィラーという方式を決定した背景には、これはまあ昨年の12月3日の全協で皆様方に詳しくご説明はしたと思います。それまでの段階では、町としての方針は決定できてなかった。町内に40の共聴組合の方々がいらっしゃって、それぞれの組合長さん、役員さん方は、この地デジに対して大きな不安を持って、日々いろいろ検討されていたというのは、町も把握しております。それぞれの組合長さんが、全体40の中で、20がNHK共聴やというふうに把握しておりまして、組合長さん方は、NHKへ何度も足を運ばれたと。しかしながら、NHKの方での回答、答えがもう一つ、まだ検討中でわからないというような回答であったということで、町の方へも何回か来られた方も大勢いらっしゃいました。

それを受けまして、町はNHKへ何回となく足を運びまして、交渉もしてまいりました。先ほど課長が答弁申し上げましたように、なかなかNHKの回答は、すぐできるとかといった具体的な、前向きな回答でなかったというのが実態でありまして、町といたしましては、どうもNHKの話を待っていれば、2011年にはこれは間に合わないというような状況になるやろということを判断をいたしまして、これはまあ町で何とか一つの方針を立てていかなければ、この紀美野町3,400世帯はテレビが見れなくなっちゃうんじゃないかというようなことも考えました。

その上に立ちまして、「ギャップフィラー」という方法を検討した中で、12月3日の全協で皆様方にご説明させていただいて、ご理解をいただいたと。そして、その晩に共聴組合の役員の方々にお集まりいただいて、このギャップフィラーを説明したところでもあります。その会議の中では、組合長さん方は、このギャップフィラーという方法で地デジ対策をしていただけたら大変ありがたいというような、全員の方々の答えでありました。

なぜかと申しますと、各共聴組合の組合長さんを初め役員の方々が、この今までの、それぞれの共聴組合の維持管理の上で大変な苦勞をされてきたという経緯があると思っております。なおかつ、今後もそれぞれの共聴組合で地デジ対応の改修をして、その後も共聴組合で管理していかんとあかんということを考えたときに、町がギャップフィラーという設備をしていただいて、そして今後町が維持管理していただくということをこちらから説明を申し上げたときには、全員の方々が、そんなにしていただいたらありがたいというお答えをいただいた上で、最終町としては、このギャップフィラーで進めて

いきましょかということを決めたところであります。

その後、会の役員会、そしてまた全体の会を開いていく中で、一つの課題にぶち当たったのが、この維持管理費をどうするかということでありまして、基本的には毎月200円から300円の維持管理費用を負担していただくというのが本来でありますけれども、約3,000世帯を超える世帯の方々から、毎月そういう形で徴収していくことは非常に大変な作業が伴うということの中で、共聴組合の中での対策協議会でいろいろ検討していただいた中で、一括でお支払いしていただく方法もあるなということで、役員会でいろいろ協議したところでありまして、これを全体の組合の方々に説明を申し上げたということでございます。

さらに、その上でですね、こういう形でお金をもらっていくとすれば、当然、条例整備とかそういったものも必要になってきますので、これにつきましてはこの3月議会の、3月25日の全員協議会で、議員の皆様方にも、その3万円について詳しくご説明をさせていただいた上で、皆様方にもご同意をいただいたと。その上で、現在この加入申込書をいただいて、3万円を加入金として納めていただくというような形で、現在進んでおるところでございます。

ただ、1点だけ申し上げますと、町が決定してテレビ共聴組合でいろいろ協議したことを、町民の皆様方にご説明する時間が少なかったということの中で、皆様方からは、私らそういうこと聞いてないということのおしかりもいただきました。広報で説明はいたしましたけれども、非常に遅れたということと、なかなか広報だけではわかってもらいにくかったのかなあというのも反省をしておりますけれども、現在に至っては、皆様方にはご理解いただいているというふうに考えております。

それと、条例の第7条の第2号で、「町長が必要と認めたとき」ということの中での詳しい説明になりますが、第6条では、加入金の減額及び納付猶予ということで設けておりまして、生活保護の規定による保護を受ける方については減額をしていきますということにしておりますが、この加入金の徴収につきましては、共聴組合の役員の方々にいろいろとお世話をいただいている関係で、生活保護の世帯の方々からも一律に3万円をいただくというような形で、現在進めております。

その中で、いただいた中で、役場の方で生活保護の世帯の方々につきましては減額してお返しするというふうにしておりますので、第1号は利用前に転出及び、または死亡ということではありますが、2号の規定に基づいて預かったお金を一部返していくという

ものでございます。

それと、最後の、新しく転入されてきた方々に対して、どういう形で説明して、お金をもらっていくんかということでございますけれども、これにつきましては詳しく経緯等を説明して、この紀美野町の設備のことも説明した上で納めていただくように、何回となく説得して、ご理解いただきたいという形で説明しています。

以上でございます。

(副町長 小川裕康君 降壇)

○議長（美野勝男君） 7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） NHKの返事が検討中、わからないというふうな中で、待ってられやんという、それもわかるんよ。私自身、これについては大いに賛成なんやけども、ただね、うちの組合は、本当に最初からNHKがそういうふう言うてきて、こういうふうな、何とか本線はうちで持ちますと、永久に持ちますというふうな話に今なっております。現実問題としてね。

そうして、修理も、本線の修理も全部NHKが持ってくれるという。だから、そんな結構なことなかったんやけど、よその地域ではそんなになってないという。だから、NHK自身に対応、交渉のやり方で、すべて面倒見てくれる可能性もなきにしもあらずやっしょう。

だから、本来はね、こういうふうな検討中、出さんと言うてない。NHKはね。出さないと言うてわけじゃないみたい。今の話を聞くと。検討中で返事が出せやんというふうな状態なら、もっと紀美野町、自治体として本腰入れてやね、議会も一丸となってNHKに、何とかおい、もうちっと面倒見てくれよと。こういうふうなことをしたら、一つの運動としてね、そういうこと、そら出やんでもしやあないけども、そういうことをすることが、結果として住民の負担を軽減することになる、こういうふうな思うので、そういうふうなことを今後も、NHKが出さんという、もう決まっちゃったら、そらもう仕方ないことやけど、一つの自治体がそういうふうな、ほとんど映らんというふうな、こういうふうな、これはやっぱりNHKも責任のある話じゃろうと、こういうふうな思うんですよ。

だから、それを何とかできやんもんかと。これからも働きかけてもらいたいと思っています。

以上です。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 西口議員の再々質問にお答えをいたします。

先ほど来、総務課長、また副町長から詳しくご説明をさせていただいたとおりでございますが、やはりNHKはNHK、そしてこうした電波を管理してんのが総務省と、こうなっております。したがって、このギャップフィルター方式に補助金をつけていただくのに交渉したのは総務省です。そして、総務省の方で再々交渉した結果、2分の1の補助をつけると。それも20年度からです。というふうなことで、現在まで交渉してまいりました。

ただ、議員おっしゃられるように、NHKは日本の放送局やないかということで、やはりそうした考え方もあろうかと思えます。したがって、また引き続きNHKに対しても、やはり交渉もしていきたい。そのように思います。

しかしながら、こうした電波をすべて管理してんのは総務省であるということをご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ありませんか。

1番、田代哲郎君。

（1番 田代哲郎君 登壇）

○1番（田代哲郎君） もともと、地上波のデジタル化というのは、国民が望んでお願いしたことではないわけで、国の方針でこうなってるわけで、しかもNHKという、一つは国がこういうことに責任持たなければならないのと、もう一つは先ほどから議論されてるように、NHKは全国を映るようにする義務を持ってるわけですから、それに応じる責任はあると思う。

ただし、やっぱり中央の方針が、日本放送協会の方針はそうはなっていないのか、全国的に、やっぱりそういうことから引いていくという傾向があるようです。

で、この町でも、幾つかの、ほかの町等では光ケーブル方式を主流にしているところが多いのですが、これだと業者とそれぞれの視聴者の契約になるんで、町がそこへ介入するということはなくなるわけで、本来それを町がやらなければならないということに、非常に不合理性があるというふうに思います。

ただ、そういういろんな方式を最初に、住民に示して、こういうメリット、デメリットを示した上でギャップフィルターを選んだのではないということも、一つはあると思

ます。これが出てきたときに、非常に便利だということで、そういうふうに町の方が先に選択されたということも、今いろいろ回っていると、いろんな不満を聞くんですけど、そういうことの根底にあるかと思います。

それで、少し具体的なことを聞かせていただきます。維持補修及び点検等を行う業者は、町長が指定するということになってますが、この選定はどのように行われるのか。それから、年間の経費、維持管理費が1,300万というふうに、総務課長の方から。これは非常に、思ったよりも、そら当初300円ずつ集めれば、何とかそれがやっていけるという話から考えると、非常に思ったより維持管理に、大変お金がかかるなということで、今全般の使用料というのが、年間30万5,000円ぐらいはかかるよということで、これは逆に、電波法が改正されれば0になるわけですけども、その面から考えると、非常に維持管理が大きいなという、この辺のことについてどう考えておられるのか、どう見込まれておられるのか、聞かせてください。

これは、電波法の改正という問題が将来できて、こういう公共的なものが、電波法を改正すれば電波使用料が要らなくなるということもあると思いますけど、これもしかして、占める比率が余りにも小さいので、こういう議論にはならないんですけど、利用者、住民の中には、そんなら電波法で電波使用料が0になったら、その分返してくれるんかというような話もありますんで。

それから、最も皆さんが心配してるのは、基金を9,000万、とりあえず積み立てるということであるんですけども、それが底をついた場合にどうなるんだろうかという、この点について、また負担増を求めて、住民に、なくなったから幾らか出すというか、年間1,300万もかかるという維持管理費を、町の力だけでもって、今の財政状態を考えると、ちょっともっていけるのかどうかという、その辺について非常に心配だという声も聞きますので、この辺について。

それからですね、いわゆる加入金を、第5条で、要する経費として町長が希望を指定する日までに町に納付しなければならないというふうになってるんですが、その指定する日というのを、具体的にはどういうことなのか、いつまでに払えということなのか、その辺のことも、例えば私の所属する共聴組合は非常に小さいんです。お金がないんですけど、このために共聴費を上げたりして、何とかそれを捻出できないのかと。

しかし、それにしても全額3万円を払うのには非常に時間を要するし、ということもあるし、それから何よりも3万円という額を一遍聞いたときに、例えば高齢者でひとり

暮らしとかされてる、80過ぎてひとり暮らしというような人は、自分が何年生きるかというのもわからへんのに、今3万円納めて、その上にチューナーを買って、工事代を払ってということで、それだけの負担をする値打ちがあるんかというような話もありまして、その辺のことについてお考えをお聞かせ願ったらありがたいと思います。

(1番 田代哲郎君 降壇)

○議長(美野勝男君) 総務課長、岡君。

○総務課長(岡 省三君) 田代議員のご質問にお答えしたいと思うんですが、維持管理の補修ですか、この件についてはまだ具体的に決めてるわけでございせんが、選定方法についても、これからきちっと決めていかんなんというふうなことでございまして、今後検討していきたいと考えております。

それから、年間の維持管理費用でございすけれども、これは、当初大体の積算をした時点のこととございまして、その電波利用料の件ですが、これは総務省の方へ納めないかんというふうなことがございす。

先日というんですか、もう何カ月か、1カ月ぐらいたつんですか、総務委員会の方で国会議員の先生が質問されておったわけでございすけれども、電波利用料の軽減につきまして質問をされていたわけですが、この積算した時点では1局数、中継施設一つにつき2万5,700円ということでございまして。ところが、電波法が改正されて、利用料につきましては平成22年度までは5,400円、それから23年度以降については6,100円と、こういうふうに改正したいと、こういうふうなことを聞いております。

そうしますと、大体年間で100万円程度、あ、年間じゃなしに10年間で100万円程度安くなってくるのではないかと思います。

それから、基金の積み立ての方なんですけど、底をついたときにどうなるかと心配されているということでございすが、これにつきましては行政報告会の方でも町長が宣言しているとおり、底をついたときは町の会計、一般会計の方から補てんしていくと、こういうふうに宣言されてますので、これは間違いないものと思われま。

それから、条例の関係で5条の方ですが、いつまで納めるのなということでございすけれども、これにつきましては、原則として21年3月末までに納めていただくと、こういうふうに決めております。それで、組合長さんが認めれば、これについては分割方式でも結構でございすというふうな話の中で、組合長さんが責任をもってくれるの

であれば、22年の、電波が放送するまでの間に分割方式で納めていただくようにしたいと、こういうふうなことで協議会の方でお話をさせていただいて、決定しております。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（美野勝男君） 1番、田代哲郎君。

○1番（田代哲郎君） 年間の維持管理費の中で、何が一番お金がかかるんかというところがよくわからないんですけど、まあその辺について。

それから、いわゆる維持点検してくれる業者、それぞれなりの、特に電波を出すわけですから、それを明確に、かぶらないかとか、そういうところをやれる業者というのはおのずから限られてると思うんですが、選定の方法について検討中ということは随契もあり得るということなんかどうか、その辺のことが一つと、それからいわゆる加入金を払う期限が、各組合長さんが認めれば22年、今20年ですから、2年間は猶予して、分割払いでいいよということであるんですけど、実際には地デジが正式にアナログ波が停波されるのは23年の7月なんで、今余り早急に、2年であっても非常に、今各組合等ではね、そういう資金のゆとりがないとか、組合で払うということだけがその方法ではないんですけども、もっと先延ばしできないのかという声もあるし、そういう点について組合長さんが、その辺の裁量でもう少し先延ばしをしても差し支えないもんかどうかということについても、ちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長（美野勝男君） 総務課長、岡君。

○総務課長（岡 省三君） 費用について申し上げますと、電波利用につきましては先ほど申し上げました。これは年間の要る費用でございまして、それで電気代につきましても、月に400円程度、1カ所あたりにそのぐらい要ると。

それから、保守点検委託料というのが1カ所について7万円ぐらい。

それから5年間ごとに要る費用につきましては、認定検査料というのが、これが再認定されるときの手数料ですが、これが50万円、それから再認定免許申請印紙代が9万7,500円、それからバッテリーの交換費用としては15万円、1カ所に要ります。バッテリーというのは、これはまあ電源の、停電したときのものとございます。

それから、10年間ごとに要るのは、大体10年間ぐらいで大規模改修が必要ではないかということで、1カ所130万ぐらい要ってくるというふうなことで積算で、大体1,000万程度が要ってくると、こういうふうな積算でございます。

それから、業者の選定なんですけど、後の維持補修の件でございますけれども、これに

つきましては今後の課題になってくるんですけれども、設備をするにつきましては、一般公募いたしまして、インターネットに載せて一般公募いたしまして、今2カ所、申し出がございました。これから、その2カ所につきまして専門の電波協会の方に選定を、協力をいただくわけございまして、この後補正予算でものせておるわけでございますけれども、委託をしまして、専門業者に選定の協力をお願いしたいと、こういうふうに思っておるところでございます。

それから、その加入金の3万円の方なんですけど、これにつきましては、一応電波が送られるまでに徴収したいと、こういう町の考えでございますけれども、やはりいろんな家庭の方もございますので、それにつきましては組合長さんと検討の上、町当局としても対応を考えていきたいと思うんですが、はっきりとどうするということは、この場では返答を避けさせていただきたいと思います。

どうぞよろしくお願いします。

○議長（美野勝男君） 1番、田代哲郎君。

○1番（田代哲郎君） 加入金の基金なんですけど、一応町のギャップフィラーから、いわゆる地上デジタル波が出る予定が平成22年4月になるんで、そこまでに払ってほしいけれども、諸般の事情によって、もしそれが難しい場合は、ケース・バイ・ケースで、払う意思があれば、もう少し先延ばししてもいいですよということなんか、その辺の確認だけちょっとさせてください。

○議長（美野勝男君） 副町長、小川君。

○副町長（小川裕康君） 田代議員の再々質問にお答えいたします。

加入金の最終の納めていただく時期の件でございますが、町では、設備につきましては平成20年度予算で認めていただいて、現在業者選定の作業に取りかかっておるところでございます、平成20年度、それから21年度までずれ込むかなというふうな形で今考えておりまして、遅くても平成21年度末、平成22年3月までには完成して、電波を発信したいというふうに考えておるところでございます。

そして、最終の加入金の納めていただく時期につきましては、やはり電波が飛ぶというんですかね、放送が始まるまでにはやはり納めていただきたいというふうに考えております。これにつきましては、組合の方々、そして対策協議会で十二分に協議、検討してる中で、原則としては来年3月までをお願いしたいよと。

しかしながら、条例もございますように、生活困窮者ということで、ちょっとしんど

いよという方々にとりましては、猶予ということで、分割納付で、来年３月を超えても結構ですよ。しかしながら、放送が始まるまでには何とか納めていただきましょうということは、これはもう皆さん、そういう形で強く認識していただいております。

ただいま総務課長申し上げましたのは、想定できないことがもし起これば、そのときには考えるということはありませんけれども、現在の段階では電波の放送が始まるまで納めていただくということを大前提として考えておりますので、その点でご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） しばらく休憩します。

休 憩

（午前１０時５３分）

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午前１１時１０分）

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから、議案第４６号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これから、議案第４６号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４６号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 8 議案第 4 2 号 専決処分の承認を求めることについて

(紀美野町地上デジタル放送中継施設基金条例の制定について)

○議長（美野勝男君） 日程第 8、議案第 4 7 号、紀美野町地上デジタル放送中継施設基金条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから、議案第 4 7 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから、議案第 4 7 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 4 7 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 9 議案第 4 8 号 紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男君） 日程第 9、議案第 4 8 号、紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから、議案第 4 8 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これから、議案第４８号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４８号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１０ 議案第４９号 紀美野町自然体験世代交流センター条例の一部を改正する
条例について

○議長（美野勝男君） 日程第１０、議案第４９号、紀美野町自然体験世代交流セ
ンター条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから、議案第４９号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから、議案第４９号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４９号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１１ 議案第５０号 紀美野町セミナーハウス未来塾条例の一部を改正する条例
について

○議長（美野勝男君） 日程第１１、議案第５０号、紀美野町セミナーハウス未来
塾条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

15番、美濃良和君。

(15番 美濃良和君 登壇)

○15番(美濃良和君) セミナーハウスでございますけれども、セミナーハウスというのは歴史ございまして、国吉地区の小学校の統廃合から起こりまして、統合するについてですね、あ、中学校ですね、中学校の統合について、ここにあった小学校を下におろすと。そして、その小学校跡地の施設をセミナーハウスとして町が運営するという形で来てるわけであります。

で、今度の改正案は、「町」から「指定管理者」に変えていくということであると思うんですが、この指定管理者がセミナーハウスの責任をもっていただける、そういうふうな形になっているのかどうか。

これが、今後そういう指定管理者の受ける方がない場合ですね、このセミナーハウスがどうなっていくのかということについて、それなりの方向があつての改正であるのかどうか、そこのところを聞きたいと思います。

(15番 美濃良和君 降壇)

○議長(美野勝男君) 生涯学習課長、新家君。

(生涯学習課長 新家貞一君 登壇)

○生涯学習課長(新家貞一君) 美濃議員のご質問にお答えさせていただきます。

セミナーハウスの指定管理者制度に伴って、あるのかないのかという問いと、責任を持てる方であるのかということのご質問でございます。

セミナーハウスのこの条例を改正させていただきました根拠には、行政のスリム化と、民間業者等に任すことで、サービス内容の充実や、民間事業等ノウハウの活用が期待できるものと思っております。

ついては、現在1名の方、ないし2名の方がやってみようかなというようなお話もございます。

これからの流れといたしましては、まず募集をいたしまして、そこから進めてまいりたいと、委員会をもって進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

(生涯学習課長 新家貞一君 降壇)

○議長(美野勝男君) 15番、美濃良和君。

○15番(美濃良和君) それでは、そこのところ、事前に聞いてなくて申しわけ

ないんですが、そこのところのなんですね、セミナーハウスがこれから募集をして、もしなかった場合ですね、また町の管理というふうに直していけるのかどうか。そのところ、流れによってはもう廃館というふうなことも含めたそういうものであるのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○議長（美野勝男君） 生涯学習課長、新家君。

○生涯学習課長（新家貞一君） 現在考えてるとこは、誰もなしとは思ってございません。募集状況によってでございますが、うちの要綱にも従っていただかなければいけないんですが、2名ぐらいの団体、あるいは法人の方があろうかと思うんで、もしなかった場合には、現在の状況の継続であれば、今後考えて、町としては考えていかなければならないんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

4番、新谷榮治君。

（4番 新谷榮治君 登壇）

○4番（新谷榮治君） 私も、このセミナーハウスの利用なんですけれども、年間のくらいあって、今お答えがありましたように、まるっきりないようになったらどうする、廃止するのかなんか、こころをひとつお聞かせいただきたいと思います。

年間の利用者が何つになって、何名ぐらいが利用してるか、そして特に利用の多い月はいつごろか、これひとつ回答してください。

（4番 新谷榮治君 降壇）

○議長（美野勝男君） 生涯学習課長、新家君。

○生涯学習課長（新家貞一君） 新谷議員のご質問にお答えしたいと思います。

なかった場合はどうするんというご質問でございます。現在のセミナーハウスの利用状況でございますが、平成19年度、4月から11月まで開館いたしまして、その利用人数といたしましては1,388人、それから団体数で35団体、それから利用日数が56日、それから収入で342万円です。それから、支出といたしまして592万、約250万余りの町費の持ち出しと、最終的になってございます。

続いて、一番利用の多い月は、何といいましても7月、8月でございます。昨年度は12月から今年の3月まで休館をいたしました。今後も、もし指定管理者がなければ、そのような運営状況でやっていきたいというふうに思っております。

今のところ、閉めるということは考えてございません。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） 4 番、新谷榮治君。

○4 番（新谷榮治君） 今、お答えいただいたんですけども、専従の従業員というのは何名ぐらいありますか。

○議長（美野勝男君） 生涯学習課長、新家君。

○生涯学習課長（新家貞一君） 現在、非常勤の方で1名でございます。そして、お客さんがある場合には、臨時的に給食等、清掃等に携わっていただく方2名を雇用しております。

以上でございます。

○4 番（新谷榮治君） はい、ありがとうございました。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから、議案第50号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから、議案第50号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第51号 紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男君） 日程第12、議案第51号、紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　これで質疑を終わります。

これから、議案第５１号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　これで討論を終わります。

これから、議案第５１号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第５１号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１３　議案第５２号　紀美野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する
条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男君）　日程第１３、議案第５２号、紀美野町非常勤消防団員に係
る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　これで質疑を終わります。

これから、議案第５２号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　これで討論を終わります。

これから、議案第５２号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第５２号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１４ 議案第５３号 辺地総合整備計画の変更について

○議長（美野勝男君） 日程第１４、議案第５３号、辺地総合整備計画の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから、議案第５３号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから、議案第５３号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５３号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１５ 議案第５４号 紀美野町過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（美野勝男君） 日程第１５、議案第５４号、紀美野町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから、議案第５４号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから、議案第５４号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５４号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１６ 議案第５５号 工事請負契約の締結について

（平成２０年度河北・志賀野簡易水道統合工事）

○議長（美野勝男君） 日程第１６、議案第５５号、平成２０年度河北・志賀野簡易水道統合工事の工事請負契約の締結についてを議題とします。

これから質疑を行います。

７番、西口 優君。

（７番 西口 優君 登壇）

○７番（西口 優君） 契約方法について、指名競争入札になってるんですけども、指名競争入札の根拠ですね。それと、これ町外の業者になってるんですけども、地元業者に施工能力というのがなかったんかいなと、こういうふうに思うんですけど、その点。それとですね、落札率はどのぐらいになってるのかと、尋ねたい。

それともう一つ、水道工事、いろんなパイプがあるそうなんですけども、どのようなパイプを予定してるのか、尋ねたいと思います。

（７番 西口 優君 降壇）

○議長（美野勝男君） 水道課長、三宅君。

（水道課長 三宅敏和君 登壇）

○水道課長（三宅敏和君） 西口議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、第１点目のなぜ指名競争入札を行ったのかというご質問でございますけれども、本町におけるすべての公共工事については、貴重な財源を活用しますので、適正で立派な工事を施工してもらうことを第一義に考えてございます。

このことから、指名競争入札を執行する前に、いつも建設等業者選定審査委員会を開催し、慎重に業者を選定を行っているところでございます。この委員会では、業者の経営状況や実績、そして技術者数など、幅広い角度から選定をしているものでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それからまた、町内業者を指名できないのかというご質問でございますけれども、現

在国道３７０号の代替道路であります県道奥佐々阪井線改築工事や、国道３７０号改築工事、また各町道改修工事に伴う配水管新設工事につきましては、町内業者の育成を第一義に考えまして、町内業者１５社を対象に入札を執行している状況でございます。

今後もそういったことで行いたいと思うんですけれども、今回のように電気設備や配水池、ろ過池工事、また口径の大きな送配水管布設等高度な技術を要すること、また工事期間や管理技術者数を考察すると、水道施設工事の実績のある大手業者に指名することが望ましいと決定したものでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、落札率でございますけれども、７９．８３％でございます。

それから、今回の工事の中の送配水管が、主な工事の内容でございますけれども、口径は５０、７５、それから１００、１５０、この４種類でございます。

以上でございます。

（水道課長 三宅敏和君 降壇）

○議長（美野勝男君） ７番、西口 優君。

○７番（西口 優君） 公共工事、あまりようわからんねけど、金額、このぐらいの工事が、地元でやっぱりできるだけの能力がないのかなと、こういうふう思うんですけどね。

ちょっと新聞からの抜粋の中で、６月１４日、毎日新聞、「町長が指名競争入札にしているのは、町内業者の育成をモットーにしてやっていきたい」と、こういうふうに答えたと書いちゃんねけど、それは私もそう思うんですよ。これだけ景気が悪いという中でね、なぜこんなえ景気悪い、工事も業者もアップアップしてるやろと思うけど、もしこれ分割発注とか、そういうふうなことができるんであったら、そんなにしちやった方が、少しでも業者のためになるのかな、ひいては町のためになるからとこういうふう思う中でね、なぜ、本当にこのぐらいの金額できやんもんなんか、僕も全く工事のことはわからんさけ何とも言われへんねけど、そういうふう思うわけですよ。

それとですね、パイプの口径というよりも、パイプ自身の種類、今電気で溶かしてとかっていうふうなパイプあるらしいですけど、そんなんは割と丈夫やと、こういうふうな話だけ聞くわけです。だけど、その現実には、いいものを、新しいものでいいものをどんどんと使っていていきやいいけど、町内でも、あそこはそんなえしちやる、あそこはそんなんしてないとかって、そういうふうな話聞くんですよ。

だから、本当はいいものを、これからの時代に合ったいいものをね、本当は統一すべ

きやろなと思うんやけど、その点なんか、工事の箇所によって全然違うとかっていうふうに聞くわけです。本来は、いいものは、一番いいものというのは一つしかない。その時代時代に合うた一番いいものをというのが基本やろと思うんやけど、その点についてですね、あそこの工事、ここの工事というふうに違うというのは、ちょっと不自然な感じを受けて、その点についての再度の答弁願いたいと思います。

○議長（美野勝男君） 水道課長、三宅君。

○水道課長（三宅敏和君） 西口議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思っています。

我が町におきましても、基本的には地元業者の育成を第一義に考えまして、できるだけそういった、できるものについてはやっていただくという大方針を持っています。

先ほども申し上げましたとおり、今回そういった大きな事業費であるんですが、中でもろ過池、配水池、それから緊急遮断面と申しまして、最近特に地震等におきまして震度を感知をして、テレメーターによって即ポンプ、それから送水パイプを遮断するというような技術を要する工事の内容にもございます。

そういったことで、今回そういったことで、実績のある、技術者数の多いというところを指名をさせていただいたわけですので、ご理解いただきたいと思います。

なお、先ほども申しましたとおり、今後いろんなできる工事については、第一義に地元業者を考えていきたいと思っています。

それから、パイプについても、私も以前建設課の方でずっと昔はおったんで、少しわかってたんですが、昔はもう塩ビ管とかそういったものを主流にしておりましたけれども、最近はある程度衝撃に強いH I V Pというようなパイプの材質も使っています。これは、ある程度曲がりもいきますし、衝撃に強いというようなことも、設計にも取り入れてございます。材質も、品質のことも、今後もしろんな意味で考えて対応してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（美野勝男君） 7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） その、今パイプっていう、今の最新版は何か溶かして、100ボルトぐらいで電気で溶かしてひっつけたら、そこの箇所が絶対にいけへんとかっていうのあるらしいけど、ほや今回のこと、そこの箇所はそういうパイプを使う予定になってるんですかね。

僕もね、現物見たときに、こういうものを電気で溶かしてつなぎ合わすという、だか

ら絶対その箇所は、もうほかが裂けても抜けることはないやろと、こういうふうな話聞いて、そんなんあったらええんやなって、そんな、ちょっと現物を1回だけ見せてもうたことあるんですけども、そういうふうなもん、最新版のパイプを使うように設計はされてるんですか。

○議長（美野勝男君） 水道課長、三宅君。

○水道課長（三宅敏和君） お答えをさせていただきます。

今回は、そういった溶接機でもって圧接するというようなことは設計には入っておりません。

ただ、その材質等については、従来と違って品質のよい、衝撃に強い、そういったものを使っております。今回、送配水管合わせまして6,112メートルあるんですが、そういったHIVPという材質でもってするのがほとんどでございます。

○議長（美野勝男君） 9番、仲尾元雄君。

（9番 仲尾元雄君 登壇）

○9番（仲尾元雄君） ちょっと質問します。

79.83%はですね、設計価格に対してですか、それとも工事予定価格に対してですか。

それと、指名競争入札に参加した業者の数、業者名と落札、入札の価格を教えてください。

（9番 仲尾元雄君 降壇）

○議長（美野勝男君） 水道課長、三宅君。

○水道課長（三宅敏和君） 仲尾議員のご質問にお答えをさせていただきます。

先ほど落札率を申し上げましたのは、予定価格に対しての率でございます。

それから、入札の結果でございますが、業者名と応札金額を申し上げます。7業者を指名させていただきましたけれども、1業者が5月21日に辞退がございまして、6業者でございました。

まず、落札の扶桑建設株式会社和歌山営業所は1億8,600万円、それから株式会社ピーエス、片仮名ですけどピーエス三菱和歌山営業所、これが2億2,570万円、それから県内業者では、株式会社浅川組2億3,000万円、中平建設株式会社2億500万円、それから三洋建設株式会社1億9,500万、株式会社丸山組が2億400万円でございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

15番、美濃良和君。

（15番 美濃良和君 登壇）

○15番（美濃良和君） 若干お聞きしたいんですが、一つは工期ですね、聞きたいと思います。

それから、旧美里町の最終版の頃にですね、この「扶桑」という会社が90%代の落札率で落としてるんですよ。それが、現在79%というふうなようになってきてるわけですけど、そういうふうな、これは当然業者の勝手なんですけど、何が考えられるんか。

で、以前から、その請負に関する問題等が、この議会でも指摘がされてるわけなんですけども、そういう何らかの、私は当然、その時点で問題点を申し上げたんですけども、一応、これだけ差が出てきて、前回の扶桑も紀美野になってからは70%代と、そういうふうになっておると思うんですけども、若干その点についてお聞きしたいと思います。

それから、あまり落札率が低いと、あれありますよね、できるんかどうかの審議。これはかかっているのかどうか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

（15番 美濃良和君 降壇）

○議長（美野勝男君） 水道課長、三宅君。

○水道課長（三宅敏和君） 美濃良和議員の質問にお答えをさせていただきます。

工期につきましては、今日ご承認をいただきましたら、翌日、あすから来年の3月25日までとなっております。

それから二つ目の、今回落札をされました扶桑建設株式会社については、旧美里中には90%代やった。最近は70%代ということであるんですが、なぜなということについては、今、私考えられますのは、この扶桑建設株式会社につきましては、クボタの特約店になってございます。そして、扶桑建設会社自身にも、そういった資機材の販売部門も設けられているということで、非常に機械やパイプ等の資機材を低いコストで購入することができる。なおまた、そういう倉庫等についても、大阪にも大きな倉庫を設けられて、どっかに頼んで購入するというんじゃなしに、素早く現場に持っていけるというようなことによる削減も考えられるんじゃないかと予測をいたしております。

また、低入札につきましては、一応調査基準価格を設けておりまして、入札時には保留をいたします。そのときに、もう入札通知のときに、いろいろ報告書を提示してくだ

さいということを言っております。

そうということで、二十幾つかの項目の書類を提出を、18です。18のいろんな項目の書類を提出をしていただきます。入札理由書、積算内訳書、それから下請内容予定報告書とか、共通仮設費とかそういう諸経費の内訳書、それから資材単価の一覧表とか、下請業者の状況とか、管理技術者とか、そういったもろもろ、たくさん書類を提出させます。

その後、水道課において慎重に吟味をいたします。今回の場合は5月28日に事情聴取ということで企画管財課長、そして水道課の職員、業者を呼びまして事情聴取を、長時間にわたりまして質問をさせ、そして回答を得るといような機会を設けました。そして、5月30日には調査委員会、選定審査委員会、名前が変わるわけですが、
「低入札調査委員会」というのを設けまして、30日の10時から開催をいたしまして、委員の皆さん方がいろいろ幅広く、慎重に審査を行いました。

そういうことの結果に基づいて、私の方から説明をいたし、委員の皆さんからもご意見をいただいて、最終的に優秀な業者であるということで決定をさせていただいたわけでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（美野勝男君） 15番、美濃良和君。

○15番（美濃良和君） 旧美里では、そのような答弁がいただけなかったもので、そんなものであるということで、賛成多数でいったんですけども、今の話聞いてましたら、旧美里のその頃は大変おいしいものであったらうなというふうに考えられるわけですね。

そういうことはそれで置きときまして、あと3月25日ですね、これまでに工事の完成はできるということで考えてよろしいわけですね。その辺も、もう一度確認しときたいと思います。

○議長（美野勝男君） 水道課長、三宅君。

○水道課長（三宅敏和君） 3月25日は適正な工期期間を考慮いたしまして設定をしておりますので、今後も、私ところの管理ももちろんのこと、管理技術者もございます。設計監理者も設けます。そういったことで、適正に工期内に終わるように、また安全に終わるように努めたいと思っております。

以上です。

○議長（美野勝男君） 3番、北道勝彦君。

(3 番 北道勝彦君 登壇)

○3 番 (北道勝彦君) すみません。これ設計額に対して予定額は何パーセントぐらいで組まれてるか、聞きたいんですけど。

(3 番 北道勝彦君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 水道課長、三宅君。

○水道課長 (三宅敏和君) 北道議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っています。

設計金額が2億3,341万円でございます。これは消費税は抜いてます。予定価格は2億3,300万ということで、41万円は100万単位にしておりますけども、ほとんど100に近いという、率は、今ちょっと計算してませんので、わかりませんけれども、99.何%くらいかなと思っております。

以上です。

○議長 (美野勝男君) 3 番、北道勝彦君。

○3 番 (北道勝彦君) 旧野上町の設計予定価格も90何%でしたけどね、ほとんど。これ99.何%、ちょっと高いんじゃないですかね。これ町長さんが、組まれるらしいけどね。どうしてかな。ちょっと100%近い。これどうなってんのかなと思いますけどね。

○議長 (美野勝男君) 町長、寺本君。

○町長 (寺本光嘉君) 北道議員の再質問にお答えをいたします。

県の方でも、今設計額イコール予定価格ということで、実施をされております。ただ端数は切られてるというふうなことでございますので、当町におきましても、この4月からそうした方針でやっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長 (美野勝男君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから、議案第55号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから、議案第55号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第56号 平成20年度紀美野町一般会計補正予算(第2号)について

○議長(美野勝男君) 日程第17、議案第56号、平成20年度紀美野町一般会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。

15番、美濃良和君。

(15番 美濃良和君 登壇)

○15番(美濃良和君) それでは、聞きたいと思います。

一つはですね、106ページ、ここで企画費の中の委託料の施設管理委託料、かじか荘の750万ということで支出が、計上がありますね。それから、その下の補償補てんで、これ基金の取り崩し、これが300万と、合計1,000万あるわけですね。

かじか荘は指定管理者制度になっているわけで、ここにあって町からこのようにお金を支出していくと、これは相当何らかの理由がなければできないわけなんですね。で、かじか荘がどうしてそういうふうな支出をしなければならなくなったのか、その点について詳しくご説明をしていただいて、納得のいくものにしていただきたいと思います。

それから、もう1点は、111ページの民生費なんですが、その中で児童福祉総務費ですね、ここで滑り台の撤去工事と、それから公園の屋外遊具設置補助金というのが出ておりますけれども、これいずれも神野保育所というふうに説明いただいたんですが、この保育所の遊具はどうなるのか、その辺についてのご説明をお願いしたいと思います。

2点、よろしくお願いします。

(15番 美濃良和君 降壇)

○議長(美野勝男君) 企画管財課長、牛居君。

(企画管財課長 牛居秀行君 登壇)

○企画管財課長（牛居秀行君）

美濃議員のご質問にお答えをいたします。

かじか荘の運営に当たりましては、新館開業以来１１年目に入ったわけでございますけれども、平成１９年度の決算は、過去１０年間で最悪の結果となったわけでございます。したがって、平成２０年度、今年度の経営見通しが、今後の経営運営のための大変大事な年度となると考えてございます

平成１９年度におきましては、総売り上げが約１億５，２００万円で、１９年度の経常損失が約９５６万円、前年度繰越損失が６９３万円であり、合計約１，６４９万円の累積した赤字が、現在ございます。

また、平成２０年度の収支予算見込みといたしましては、売り上げを３，０００万円伸ばしまして、総売り上げ１億８，０００万円とする予定でございますけれども、それでも約１，０００万円の赤字が想定されるところでございます。

また、平成１９年度に借りました銀行への返済金が、平成２０年４月１日現在で約１，８８０万円ございまして、施設管理委託費を注入しなければ、２０年度内において資金ショートを起こしてしまう恐れがございます。施設管理委託費につきましては、年間１，０００万円とするところで、町長の方からもご報告あったわけでございますけれども、平成２０年度におきましては、今回補正予算として計上させていただいた平成２０年７月から翌年３月までの９カ月分の施設管理費７５０万円と、基金からの３００万円をもちまして、かじか荘の運営再建への財政支援として注入させていただきたいと思っております。

現在、支配人初め従業員が丸丸となって経営の再建に取り組んでおり、毎年度３，０００万を目指しまして増収を目標として頑張っております。また、年間の施設管理委託費は１，０００万でございますけれども、黒字が出た場合は損益計算書におきます当期末処分利益の範囲内でかじか荘基金に積み立てるものとしておりますので、どうかご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

すみません。追加でございます。

経営としましては、平成１３年度をピークに、現在に至っておるわけでございます。平成１３年度におきましては、約２億９，０００万円の売り上げがあったわけでございますけれども、本年１９年度の決算におきましては、約、その半分ということになってございます。大変厳しい状況でございます。

不振に至った原因としては、いろいろあると考えております。そういうことでござい

ますので、どうかよろしく願いを申し上げます。

(企画管財課長 牛居秀行君 降壇)

○議長(美野勝男君) 保健福祉課長、井上君。

(保健福祉課長 井上 章君 登壇)

○保健福祉課長(井上 章君) 美濃議員の、児童福祉総務費の工事費の中の滑り台撤去工事のことについてお答え申し上げます。

この滑り台につきましては、土を盛って、その上にコンクリを載せて、それからジャングルジム等の、そういうかなり大きなものでございます。で、保育士がついて児童が遊ぶのに、当然、今まで事故等もないわけですが、児童も隠れてしまうような大きなものでございます。それから、もう1点心配なところは、コンクリで表面を覆っておるわけですが、少し老朽化もしてひび割れも来ておると、こういうことの中で、保護者会の方からも要望もございまして、撤去してはどうかとこういうことで、大多数の方がそういうご意見というような集約もとらせていただいたところでございます。

そういうことで、そういう滑り台を撤去させていただくという費用でございます。

その後でございますけれども、一応コミュニティのそういう助成をいただきまして、次にございます250万と22万3,000円、この両方で272万3,000円ほどの大型の遊具をその跡に設置したい、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

(保健福祉課長 井上 章君 降壇)

○議長(美野勝男君) 15番、美濃良和君。

○15番(美濃良和君) かじかのピークは平成13年であったと。それから、2億9,000万あったのが、約半減してきてると。それで赤字が、今年950万ですか、今まで累計が六百数十万あったということで、違うんですか。まあとりあえず累計も含めて、現在の赤字になってきているということになってきているわけですね。

で、これがですね、もう少しその辺について説明していただいて、その1,000万、たしか決算の報告の中で、これがもう単年度だけじゃなくて、していかなければ、かじかはどうしようもないと、そういうふうな説明であったと思うんですけども、その初年度になってくるんですけども、それについて説明願いたいと思うんです。

何にしても、かじか荘、一つのシンボルとして、今まで美里町、そしてそれを引き継いだ紀美野町の、そういう施設になってきてる。

それからもう1点は、大事な雇用の方であると。こんだけ仕事がなくってみんな困っているときですから、このところを健全な　　していかなあかんと思うんですね。そのためには、今まで何があったのかということを入れた方針がなければならんと思うんですけど、そういう意味で、今までそれがどのようなことであつたのか、説明を願いたいと思います。

○議長（美野勝男君）　　　　　企画管財課長、牛居君。

○企画管財課長（牛居秀行君）　　　美濃議員の再質問にお答えをいたします。

まず、どうしてこういう不振に至つたのかというご質問であつたろうかと思います。これにつきましては、平成13年度をピークとして19年度まで売上げが右肩下がりとなつておりました。先ほどお答えを申し上げました。

これにはいろんな原因があると思います。まず、外的な原因として考えられますのは、社会の経済の不振や、近隣に同種の施設が多く建設されたこと、各旅行会社の格安プランが多くなつたこと等が考えられます。

また、内的な原因といたしましては、従業員によるサービスの低下、本年2月に新しい支配人が来られてからはこういうことはないんですけども、以前そういうことがあつたと聞いてございます。で、お客様の予約を消化し切れずにですね、断らざるを得なかつた状況であつたということも聞いてございます。

そして、むちゃな割引制度がございまして、38事業所と結んだ保養契約というのがございます。現時点で8社と解約をしておるわけでございますけれども、まあそういうこと。無料券の乱発があつたと。営業活動の消極化、つまり宣伝不足などがもろもろの原因と考えられるところでございますけれども、現実には、この一つ一つというのではなく、これらの要因が複雑に絡み合い、現在に至つたものと考えております。

今後、これらのことの反省に立ちまして、経営再建計画に取り組んでまいりますので、今後ともご支援を願いたいと思います。

また、議員おっしゃいました、そのかじか荘というのは大事な施設であると。私も同感でございます。かじか荘は、19年実績でございますけれども、年間を通じまして宿泊客が約7,400人、宴会人が5,300人、入浴者数で3万4,300人と、大変多くの町内外の方々にご利用をいただいている施設でございます。

また、紀美野町の観光の拠点として、観光情報発信基地として、貢献度も大変大きいものがございます。かじか荘は、毎年度の主な事業として、地域に密着した事業を行つ

ております。

また、先生ご指摘のように、地域住民の雇用の確保という観点からも、大変重要な施設だと考えております。現在支配人以下14人が、先ほども申しましたように一丸となって、かじか荘の再建に取り組んでおります。町としても、何とか健全な経営ができるよう手助けをし、紀美野町の大事なまち興しのシンボルの一つであるかじか荘を存続させていきたいと考えておりますので、お力添えのほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（美野勝男君） 15番、美濃良和君。

○15番（美濃良和君） 今のお話を聞くと、かなり大変な時代があったようなんです。

で、私たちにとっても、もう青年の頃からずっとこのかじか荘があって、青年団等、また4Hクラブ等で利用もしてきたと。そういう思い出の場所でもあるわけなんです、そういう点で、今後残してもらいたいと思うんです。ぜひその点で頑張っていただきたいし、支援もしなきゃならないと思うんです。

で、先ほど申しましたサービスの低下とか割引制度の乱発というんですか、それ等があって、相当な、13年以降右肩下がりがちゅうんですか、そういうような状況を起こしてしまったということなんですけど、大体どの時代までの間にこういうふうなことになってきたのか、その辺のところはどうなんです。

○議長（美野勝男君） 企画管財課長、牛居君。

○企画管財課長（牛居秀行君） 美濃議員の再々質問にお答えいたします。

どの時代からこういうふうになってきたのかというお問い合わせだと思います。平成13年から、ほぼ比例的に下がってきたと。約1,500万円ぐらいずつ下がってきて、現在に至っておるとい傾向です。売り上げの傾向を見ても、そういうふうな傾向になってございます。

以上、簡単ですが、答弁とさせていただきます。

○議長（美野勝男君） 暫時休憩いたします。再開は午後1時30分。

休 憩

（午後 0時02分）

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 1時30分)

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから、議案第56号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから、議案第56号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第57号 平成20年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（美野勝男君） 日程第18、議案第57号、平成20年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから、議案第57号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから、議案第57号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５７号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１９ 議案第５８号 平成２０年度紀美野町老人保健事業特別会計補正予算（第２号）について

○議長（美野勝男君） 日程第１９、議案第５８号、平成２０年度紀美野町老人保健事業特別会計補正予算（第２号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから、議案第５８号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから、議案第５８号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５８号は原案のとおり可決されました。

◎日程第２０ 議案第５９号 平成２０年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について

○議長（美野勝男君） 日程第２０、議案第５９号、平成２０年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから、議案第５９号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これから、議案第５９号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５９号は原案のとおり可決されました。

◎日程第２１ 議案第６０号 平成２０年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について

○議長（美野勝男君） 日程第２１、議案第６０号、平成２０年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから、議案第６０号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから、議案第６０号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第６０号は原案のとおり可決されました。

◎日程第２２ 議案第６１号 平成２０年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第１号）について

○議長（美野勝男君） 日程第２２、議案第６１号、平成２０年度紀美野町のかみ

ふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

2番、小椋孝一君。

（2番 小椋孝一君 登壇）

○2番（小椋孝一君） ふれあい公園の補正予算ということで、職員の皆さん頑張っておられて、施設の芝刈り等、よい備品を購入ということで載ってるわけなんですけど、関連で若干お聞きしたいと思います。

私、当初予算のときに、今までふれあい公園におかれましては、職員が1名、今までもうかつてないのかかわらず、今回ふれあい公園の運営を図るということで、1名職員を配置されたということなんですけども、現在どれだけの、職員1名に対してどれだけの成果が上がっているのか、お答えを願いたいと思います。

（2番 小椋孝一君 降壇）

○議長（美野勝男君） 産業課長、増谷君。

（産業課長 増谷守哉君 登壇）

○産業課長（増谷守哉君） 小椋議員のご質問にお答えいたします。

ふれあい公園特別会計において、職員1名をつけてるという件でございますが、現在1名を特別会計から給与として支出させていただいております。

ただ、この職員につきましては公園に常駐してるという形ではございません。公園の支出関係、それから会計関係の業務を、役場の、産業課の中で行っております。公園の方には、臨時職員として5名おりますが、その者がいろいろ運営について、実際担当しておりまして、それについてのいろいろな問題、また会計的なことにつきましては、産業課と打ち合わせをした上で対処していくという体制をとっております。

以上でございます。

（産業課長 増谷守哉君 降壇）

○議長（美野勝男君） 2番、小椋孝一君。

○2番（小椋孝一君） 会計の方だけ担当してるということですか。

やはり職員一人配置してるということは、やっぱり長い目のふれあい公園の事業計画を展望するならば、やっぱり職員1名配置をしてるというのであれば、やっぱりその中へ入ってる業者等々の説明とか、いろいろ議論をしてですね、やはりふれあい公園、今特別会計、一般会計からの持ち出しがなくて、事業増ということでやってますけども、

せっかく、やっぱり職員が配置してるのであれば、何かの事業を起こしたり計画をつくったりするのが、やっぱり職員1名とか、全体的に考えてやっぱりそういう形でないと意味がないと思うんです。

だから、やっぱり今後1名配置というのであれば、別にあそこにいてなくても、こっちで何かの、やはり紀美野町の公園として、全般的にやっぱり他町村から来てもすばらしい公園というのがあるのわかってますし、そこら踏まえた中で、やっぱり計画とか、やっぱり自主的にいろいろ、町職員もまじって、また向こうに5名、職員5名いうたかって、やっぱりいろいろ運営上の中で仕事の流れというのがあると思うんで、なかなかそういう計画性を持ってできないということがあるんでね。

ただ、職員を特別会計の中から給料出すというんじゃなくて、もっともっとやっぱり、その職員さんを生かして、紀美野町ののかみふれあい公園をどうしていこうかという計画性を立てることの、私は職員だと思っておったので、もっともっと積極的に、やっぱりそういうことを、職員さん活用していただいて、いい知恵を出せるような方向に持っていっていただきたい。こういうように思います。

○議長（美野勝男君） 産業課長、増谷君。

○産業課長（増谷守哉君） 小椋議員の再質問にお答えいたします。

この職員につきましては、大体1週間に一度は必ず公園の方に出向きまして、状況というんですか、公園の運営されてる状況を見てきております。

で、公園の計画、そしてまた運営につきましては、産業課の中に観光関係の担当がおりますので、私も含めましていろいろな形で計画とか、そういう形を進めている状況でございます。

その一人だけで公園を運営しているというわけではございませんので、その辺ご理解いただきたいとします。

以上です。

○議長（美野勝男君） 2番、小椋孝一君。

○2番（小椋孝一君） そういうことであるんならば、組織の中で、職員さんも含めて新しい考えをもとに、ふれあい公園がもっともっと、ますます人が来るような計画を、今後やっていっていただきたいと、これだけ言っておきます。

よろしく。

○議長（美野勝男君） 産業課長、増谷君。

○産業課長（増谷守哉君） 小椋議員の再々質問にお答えいたします。

ふれあい公園、紀美野町の中でも大きな公園ということで、大阪圏内からも遊びに来ていただいている、大変大切な公園であります。

今後ますます、地域の方はもちろん、町内、町外の方に利用いただくようにそういう形で進めてまいりたいと思います。

議員の皆さん方もよろしくご協力のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから、議案第61号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから、議案第61号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第62号 平成20年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算
（第1号）について

○議長（美野勝男君） 日程第23、議案第62号、平成20年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから、議案第62号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから、議案第62号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第63号 平成20年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算
(第1号)について

○議長(美野勝男君) 日程第24、議案第63号、平成20年度紀美野町野上簡
易水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから、議案第63号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから、議案第63号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第64号 平成20年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算
(第1号)について

○議長(美野勝男君) 日程第25、議案第64号、平成20年度紀美野町美里簡

易水道事業特別会計補正予算（第１号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

４番、新谷榮治君。

（４番 新谷榮治君 登壇）

○４番（新谷榮治君） お尋ねします。

旧美里町の簡易水道ですが、滝ノ川地区で工事をやっておったと思うんです。記憶しておるんですが、この工事は完成してるんですか、どうですか。

この点についてお伺いしたいと思います。

（４番 新谷榮治君 降壇）

○議長（美野勝男君） 水道課長、三宅君。

（水道課長 三宅敏和君 降壇）

○水道課長（三宅敏和君） 新谷榮治議員のご質問にお答えをさせていただきます。

美里の滝ノ川の簡易水道工事につきましては、昨年度、１９年度で完成をしております、６月から給水開始をしているところでございます。

（水道課長 三宅敏和君 降壇）

○議長（美野勝男君） ４番、新谷榮治君。

○４番（新谷榮治君） 今、答弁があったんですけども、滝ノ川地区で、今新しく加入、そして布設した戸数を大体お聞かせいただきたいと思います。

○議長（美野勝男君） 水道課長、三宅君。

○水道課長（三宅敏和君） ご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

１５と聞いております。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから、議案第６４号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これから、議案第 6 4 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 4 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 6 議案第 6 5 号 平成 2 0 年度紀美野町上水道事業会計補正予算(第 1 号)
について

○議長(美野勝男君) 日程第 2 6、議案第 6 5 号、平成 2 0 年度紀美野町上水道
事業会計補正予算(第 1 号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから、議案第 6 5 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから、議案第 6 5 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 5 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 7 議案第 6 6 号 紀美野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正
する条例について

○議長(美野勝男君) 日程第 2 7、議案第 6 6 号、紀美野町廃棄物の処理及び清
掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

説明を願います。

住民課長、仲尾君。

(住民課長 仲尾隆司君 登壇)

○住民課長（仲尾隆司君）

追加議案書の２ページをお願いいたします。

議案第６６号 紀美野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

紀美野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求める。

平成２０年６月１７日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由であります。紀美野町野上区域塵埃処理場で廃棄物の埋立処分が終了することによるものであります。

次のページをお願いします。

紀美野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

紀美野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正する。

第１２条第４項を削る。

第１３条、第１４条第１項、及び第１６条第１項第１号中「処理場」を「町が指定する中間処理場」に改める。

第１７条中「処理場に自ら運ばなければならない。」を「公衆衛生に支障を及ぼさない方法で処理しなければならない。」に改める。

附則として、施行期間でございます。

第１項 この条例は平成２０年８月１日から施行する。

（埋立処分の終了）

第２項 紀美野町野上区域塵埃処理場での廃棄物の埋立処分は、平成２０年７月３１日をもって終了する。

以上であります。簡単ではございますが、ご審議の上、原案のとおり可決いただきますようよろしくお願いします。

（住民課長 仲尾隆司君 降壇）

○議長（美野勝男君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

７番、西口 優君。

（７番 西口 優君 登壇）

○７番（西口 優君）

５月１０日に、議員みんなに招集かかって、とりあえず吉見地区へお願いに行ったけどあかなんだという。

ただですね、あのとき思ったんやけど、7月の末でもうあかんという、とりあえずはこれでやめると言いながら、まだなおかつ継続してもらえるという、そういうふうな安易な考え、絶対これ以上せえへんよと言いながら、まだそういうふうな考えをもって臨んでるという。普通だったらですね、3月議会に、もう何もかも、こういうふうな後の予定ということが組まれて当然のことながら、そういうふうに、この中にですね、「公衆衛生に支障を及ぼさない方法で処理しなければならない」と、こういうなってる中で、途中経過として海南市もお願いせなあかん、民間委託もせないかんという、そういうことを進めていかんなんという中で、ほや民間で、現実問題としてそういうふうな処理場というものが存在すんのかどうか、公衆衛生に支障を来さんというのは、かなり、あれ処理場というのはお金のかかる問題やしな。

だから、そういうふうにダイオキシンとかなんとか、何の問題もなく、それでいてなおかつ紀美野町の自治体としてね、海南市にももちろんお願いせないかん中で、民間にそれだけの施設、実際にそういうふうな施設があつて、まだあっちも頼まんなん、こっちも頼まんなんて、頼めるというふうな、そういうふうな場所が現実問題として存在すんのかなあつて、こういうふう思うんですけどね。こういうふうに切羽詰まった中で、さて現実どうなんやろかと、そらなしでもいかんしというのはもうわかってる話やけど、どうなんでしょうね。私としては、本当にこれ、そんなところがあるのかなというふうに疑問を抱いております。

だからですね、まずこれを尋ねたいと思います。

○議長（美野勝男君） 住民課長、仲尾君。

（住民課長 仲尾隆司君 登壇）

○住民課長（仲尾隆司君） 西口議員のご質問にお答えいたします。

西口議員の言われております、「公衆衛生に支障を及ぼさない方法で処理しなければならない」というこの文言なんですけど、これ条例の第17条で出てくる文言なんですけど、これは犬猫等の死体処理に関しての処理の方法をうたったものでございます。

これにつきましては、今後公衆衛生に支障を及ぼさない方法で処理しなければならないということで、民間業者といたしましては、貴志川、もとの貴志川町、もとの下津町において、ペット等の火葬場があると聞いております。

それと、民間業者において、生ごみ等の処理が完全にできるのかということなんでございますけども、現在考えておりますのは、民間において中間処理をしていただいて、

その業者の関係の焼却施設が他の県にあると聞いております。

また、そこで処理できない場合は、もう一つ、関連企業が所有する最終処分場があると聞いておりますので、処理に当たっては適正に処理されると思っております。

以上です。

(住民課長 仲尾隆司君 降壇)

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから、議案第66号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから、議案第66号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◎日程第28 議案第67号 訴えの提起について

○議長（美野勝男君） 日程第28、議案第67号、訴えの提起についてを議題とします。

説明を願います。

総務課長、岡君。

(総務課長 岡 省三君 登壇)

○総務課長（岡 省三君） それでは、議案第67号について説明申し上げます。

訴えの提起について

損害賠償請求の訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

平成20年6月17日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案内容でございますが、被告となるべき者の住所、氏名。それは

、同じく

請求の要旨でございますが、被告に対し旧美里町の不適切な事務処理問題に係る歳計外預金の支出について、正当な裏づけがないと推認される金員の損害賠償及びこれに対する訴訟費用の支払いを求めるものであります。

3. 訴訟遂行の方針。

判決の結果必要と認めた場合は、上訴する。

以上、よろしくお願いいたします。

(総務課長 岡 省三君 降壇)

○議長(美野勝男君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

7番、西口 優君。

(7番 西口 優君 登壇)

○7番(西口 優君) 提案内容の中に、被告の、被告となるべき者の住所、氏名、これ連名で載っておりますが、一つのことに對して連名で損害賠償の請求をするということですか、それとも単に誰が幾ら、誰が幾らというんじゃなくて、もう一緒に。

それとですね、推計の金額というのは、まあこういうふうに出てくる限りは金額がある程度の、全く雲をつかむような話では、まさか出してないとは思うんやけど、そういうふうな金額についてはどの程度考えてんのか、尋ねたいと思います。

(7番 西口 優君 降壇)

○議長(美野勝男君) 総務課長、岡君。

(総務課長 岡 省三君 登壇)

○総務課長(岡 省三君) 西口議員の質問にお答えいたしたいと思います。

提案内容でございますが、これは連名で行うものでございます。

それから、推計の請求の額なんです、1億9,000万と考えております。これにつきましては、弁護士とただいま相談をしているところでございます。

以上、よろしくお願いします。

失礼しました。約1億9,000万程度と考えております。その点、よろしくお願いいたします。

(総務課長 岡 省三君 降壇)

○議長（美野勝男君） 7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） 1億9,000万の、その内訳というのを、大体聞かせて
いただきたいと思います。

○議長（美野勝男君） 総務課長、岡君。

○総務課長（岡 省三君） 再質問にお答えいたしたいと思います。

請求を求める項目ですが、まず現金による支出5,800万円、これは現金による支出は正当な裏づけをとることができないため、全額を請求するものでございます。

それから、交際費等に関係すると推定される支出額2,100万円でございます。約です。約2,100万円です。交際関係として分類している支出について、その意図がわからず、本来公費から支出するべきでないと考えられる支出について請求するものでございます。宴会とか歳暮とか中元、それから割引券の発行ほかでございます。

それから、その他正当な裏づけのない支出、約1億1,100万円でございます。これは監査委員から報告のあった指摘事項に係る支出、及びその他正当な裏づけのない支出を積算して、請求するものでございます。自動車の転落事故、それから安価に売却した町所有地に関する支出、■■■■氏が自宅においてある金員、それから■■■■氏宅の前の私道の整備、それから意図がわからない用地取得、物件補償費等でございます。

その他、裏づけのない支払いにつきましても、請求したいものと考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（美野勝男君） 7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） 現金も交際費も、とりあえずはまあまあ、そやけど、その他の1億1,100万円というのは、表へ出せる範囲で説明を願いたいと思いますが。その1億1,100万円というのはちょっとわかりにくいと。

それから700万円でしょう。

○7番（西口 優君） 現金は現金の5,800万円でしょう。 持ちで700万円でしょう。車の代金ですか。言える範囲でもう1回言うてくれ。

（「言える範囲や」の声あり）

○7番（西口 優君） ええ、あれが言える範囲かい。

そらまあもう1回言って、ちょっと何やけど、金額的に手持ちの現金700万ぐらいやしょう。道直したんが700万ぐらい、それで千何ぼ把握してる中で、そしたらその1億1,100万円、ちょっと金額的には、わかってる範囲が大分乖離があるんで、し

やべれる範囲で結構なんで、大体何に何ぼってぐらいのもんは出せやんのかいな。その他の１億１，１００万円やで。その他の１億１，１００万円の中の出せる部分だけ、ちょっと金額的には、私の考えと合わなんだんで、再度の答弁お願いします。

○議長（美野勝男君） 副町長、小川君。

○副町長（小川裕康君） 西口議員の再々質問にお答えいたします。

総務課長がご答弁申し上げました中で、その他正当な裏づけのない支出ということで、約１億１，１００万ということで申し上げましたけども、その詳細ということなんです、その中でも大きなものとしては、用地取得及び物件の補償の中で、正当な理由の裏づけのない支払いにつきましては、約３，６００万というふうに、私ども踏んでおります。

以外には、最終の１７年１２月２９日に解約された、約６９０万。町有財産を安価に払い下げた件に関する金額が約１７５万、大角地区における自動車転落に係る財産費用ということで約７９０万、その他でございます。

以上、よろしくお願いします。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

８番、伊都堅仁君。

（８番 伊都堅仁君 登壇）

○８番（伊都堅仁君） 前、刑事訴追のときも、併記して、刑事告訴をしたと思うんですけども、実際町長と収入役では立場も違うし、当然罪状自体もかなり違うような形になってくると思うんです。

また、今度告訴についてもですね、当然その責任比率的なものはあるだろうと思うんですけども、この併記する形での程度でいいのかどうか、お聞きしたいと思います。

（８番 伊都堅仁君 降壇）

○議長（美野勝男君） 副町長、小川君。

（副町長 小川裕康君 登壇）

○副町長（小川裕康君） 伊都議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の内容は、お二人の名前に対して、我々は連名で提起するということに對しまして、その元町長、元収入役の違いはあるから、その違いの程度はどのようなもんかというようなご質問であったかと思っておりますけども、その質問の中で、両者におけるウエートにつきましては、我々が判断しがたいものであるというふうに考えております。

あくまでも二人に対して返還請求を行うということで、そこから先は裁判の中でいろいろ判明というんですかね、わかってくるものだというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

(副町長 小川裕康君 降壇)

○議長(美野勝男君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから、議案第67号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから、議案第67号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

◎日程第29 議案第68号 平成20年度紀美野町一般会計補正予算(第3号)について

○議長(美野勝男君) 日程第29、議案第68号、平成20年度紀美野町一般会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

説明を願ひます。

総務課長、岡君。

(総務課長 岡 省三君 登壇)

○総務課長(岡 省三君) 議案第68号 平成20年度紀美野町一般会計補正予算(第3号)

平成20年度紀美野町の一般会計補正予算(第3号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,368万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億6,507万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成20年6月17日提出 紀美野町長 寺本光嘉
予算内容についてご説明申し上げます。10ページをご覧いただきたいと思います。
歳入の方は、繰越金で7,368万円を補正いたしまして、9,545万7,000円となるものでございます。

それから、続きまして11ページをご覧いただきたいと思います。

歳出の方でございますが、総務費の総務管理費の一般管理費の方の補正額が533万6,000円増額いたしまして、3億3,493万7,000円となるものでございます。これは訴訟の委託料でございます。

それから、衛生費の清掃費の塵芥処理費の方で6,834万4,000円を増額いたしまして、1億5,578万1,000円となるものでございます。

内訳としましては、委託料の方で6,599万4,000円でございます。この内容につきましては、ごみの収集委託料が1,748万6,000円、それから一般ごみ焼却委託料が2,466万8,000円、資源ごみ分別委託料が74万円で、それから粗大ごみ処理委託料が2,310万円でございます。

それから、使用料及び賃借料としましては、15万円の補正でございます。これは借地料でございます。

それから、15の工事請負費の方は200万円でございます。資源ごみ等の集積所の整備工事でございます。

それから、19の負担金補助及び交付金でございますが、20万円の補正でございます。環境保全の負担金の方でございます。

以上、予算の方の説明をさせていただきました。よろしくご審議の方をお願いいたします。

(総務課長 岡 省三君 降壇)

○議長(美野勝男君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

7番、西口 優君。

(7番 西口 優君 登壇)

○7番(西口 優君) まずですね、ごみ収集委託料とあって、こういうふうな補正予算が組まれるということについては、もう処分地が、処分する目処がはっきり立ったということやと思うんですけども、その点についてまず尋ねたいと思います。

それとですね、借地料、この中に、11ページに借地料15万円と、こういうふうに書かれてるんですけども、こういうふうな公共のごみとあってこういうことについて、借地を使うというよりも、できたら町有地を、将来のためにですね、この借地という考え方はあまりよくないのではないかと、こういうふうと思うんですけども、その点を尋ねたいと思います。

それとですね、環境保全負担金という、これの名目、どういうもんなんかなあと思うんですけども、それについて、場所と借地の考え方、それと、もう予算計上されてるということは、もうはっきりと次の候補地があって、というふうにもう一つの、一貫した形がもうでき上がったもんやと、そういうふうに理解してますが、その点についてもうちょっとわかりやすく説明願いたいと思います。

(7番 西口 優君 降壇)

○議長(美野勝男君) 住民課長、仲尾君。

(住民課長 仲尾隆司君 登壇)

○住民課長(仲尾隆司君) 西口議員の質問にお答えいたします。

行き先については、現在まだ確定はしておりません。予算的には、一応最大限の必要経費を組まさせていただいております。借地料につきましては、公共用地等々いろいろ考えてる中で、あまり適当な場所もございません。また収集形態から、できるだけ今の収集形態を崩さないような形で、住民に迷惑のかからないような形ということで、現在借地をお願いしていること交渉中でございます。

環境保全負担金でございます。これも、現在民間委託という考え方の中に、一つは、先ほども説明申し上げたとおり、中間の処理施設へ一たんお願いするという方法と、そこからまた焼却施設へ運ぶということで、最終的には焼却施設で焼却をするような形になるんですけども、その焼却施設が年2回点検が必要だということの中で、1回、2週間程度休む必要があると。その間に、その生ごみ等を、その関係の業者の最終処分場へ運ばなくてはならないということで、これが三重県の伊賀市になります。また、三重県伊賀市におきまして、伊賀市の環境保全負担金条例というのがありまして、紀美野町か

ら伊賀市へ運ぶに当たっては許可を取らなくてはならない。また、負担金につきましては、廃棄物のトン当たり1,000円が必要となってきます。その分の費用をここに上げさせていただいております。

以上です。

(住民課長 仲尾隆司君 降壇)

○議長（美野勝男君） 7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） 私、ちょっと勘違いしたみたいで、一たん借り置きというのは、今現在あるところの近くやと言わっしょな。近くやという中で、ここの、11ページですね、ごみ収集委託料というのは、1,748万6,000円という、その、何というのかな、要は、同じような場所へ置くのに1,700万、この1,700万の分は、その三重県なら三重県へ運ぶ分も含まれちゃんのかね。それとも、同じような場所へ置くんやったら、単価的にはそんなえ変われへんような気がするんやけど、この収集委託料の中には、その三重県までの運送代も含まれてんのかなと。

その辺がね、ちょっと理解に苦しむんやけど、その点について再度の答弁を願いたいと思います。

○議長（美野勝男君） 住民課長、仲尾君。

○住民課長（仲尾隆司君） 西口議員の再質問にお答えします。

ごみの収集委託料につきましては、これは生ごみ系でございます。これにつきましては、処分場へ直接収集業者が運び込むような形になっております。

ただ、先ほどの部分の借地の関係の部分につきましては、すべてこれはリサイクルの資源ごみの収集場所でございますので、ご理解のほどいただきたいと思います。

○議長（美野勝男君） 7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） ちょっと私の聞き方が悪いんか、読み取りが悪いんか、まことに申しわけないんやけど、一般ごみ焼却委託料等々、分別委託料、粗大ごみ委託料、これは全部、もともとやってたことじゃないんですかね、三重県に持って行って、三重県で処分してもらう費用というのは、このうちのどの部分が、相手に対してわかる分か、ちょっと私の認識不足か、わかりにくいんやけどね。

1回、その辺をもう一度お願いします。

○議長（美野勝男君） 住民課長、仲尾君。

○住民課長（仲尾隆司君） 西口議員の再々質問でございます。どうも説明が悪く

て済みません。

これは一般ごみの焼却委託料ということで、これは業者で焼却処分をしていただく費用に含まれます。ということで、焼却を通常すべきところ、施設の点検のために焼却ができないという期間がありますので、その期間について三重県の方でお願いする分ということで、これは三重県の処理部分については、焼却委託料の中に含まれますので、その部分は関係ございません。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

9 番、仲尾元雄君。

（9 番 仲尾元雄君 登壇）

○9 番（仲尾元雄君） ちょっと教えていただきたいことがございます。

衛生費としてですね、塵埃処理場で、今まで8,700万だったのが6,800万増えて、これから何年間にわたって1億5,000万以上のお金がかかるということがわかりました。

私もですね、ごみのその焼却委託料、そういうものが、これが高いか安いかわかるということはわからないわけですけども、住民課の方でいろいろ検討されております公益の溶融施設等々、公益の処理場ができた暁にはですね、このような金額が、まだそれでも要んのか。大体、試算というんですか、今までいろいろ検討されてると思うんですけどもね、やはりちょいとそこらへ捨てると、そういうやり方でも8,700万要ったと。それで、焼いていただいたり、地球環境を汚さないようなやり方ですのに6,800万余計に要ると。それで1億5,000万ということになるわけなんですけども、これから広域が進んだときにも、大体どのぐらいの負担金が要るんだろうなということをちょっと教えていただきたい。

し尿処理場なんかの負担金、ちょっと忘れたんですけど、6,000万ぐらい要るんですかね、将来どのぐらい、やっぱりごみにかかる費用というのはどのぐらい要るのかなあということをちょっと教えていただきたい。

お願いします。

（9 番 仲尾元雄君 降壇）

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

（町長 寺本光嘉君 登壇）

○町長（寺本光嘉君） 仲尾議員のご質問にお答えいたします。

ただいま言われました2市1町のごみ処理場の計画でございますが、これにつきましては、現在まだそこまではじき出してないという段階でございます。

したがって、今、大体これぐらいやというふうなことを言いますと、また誤解を招く恐れがございますので、今のところは、その数字についてはご容赦いただきたい、このように思います。

ひとつよろしく申し上げます。

（町長 寺本光嘉君 降壇）

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから、議案第68号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これから、議案第68号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◎日程第30 議員派遣の件について

○議長（美野勝男君） 日程第30、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣については、原案のとおり派遣することに決定しました。

◎日程第３１ 閉会中の継続調査の申し出についてから

◎日程第３３ 閉会中の継続調査の申し出についてまで一括上程

○議長（美野勝男君） 日程第３１、日程第３２、及び日程第３３、委員会の閉会中の継続調査の申し出について、一括議題とします。

初めに、総務文教常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第７５条の規定によってお手元に配付いたしましたとおり、特定事件の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、産業建設常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第７５条の規定によってお手元に配付いたしましたとおり、特定事件の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、議会運営委員長から、次期定例会の会期日程等の議会運営に関するすべての事項について、会議規則第７５条の規定によってお手元に配りましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第３４ 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（美野勝男君） 日程第３４、委員会の継続審査の件を議題とします。

総務文教常任委員長から、目下委員会において審査中の陳情第3号については、会議規則第75条の規定によってお手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

閉 会

○議長（美野勝男君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。

本定例会に付された事件はすべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

平成20年第2回紀美野町議会定例会を閉会します。

（午後 2時26分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成20年6月17日

議 長 美 野 勝 男

議 員 加 納 国 孝

議 員 松 尾 紘 紀